

(案)

平 泉

— 仏国土(浄土)を表す建築・庭園

及び関連の考古学的遺跡群—

(Draft)

Hiraizumi

— Temples, Gardens and Archeological Sites of

Buddhist Pure Land —

平成21年9月

日本国

September, 2009

Japan

目 次

1. 資産の特質	1
a) 締約国	1
b) 地方	1
c) 資産の名称	1
d) 所在位置	1
e) 資産及び緩衝地帯の範囲図	1
f) 資産及び緩衝地帯の面積	2
2. 説明	3
a) 資産の説明	3
1. 資産全体の説明	
(1) 概要	
(2) 資産の形成と独特の性質を持つ日本仏教及び浄土思想との関係	
(3) 資産構成とその立地	
2. 構成資産の説明	
(1) 中尊寺	
1-1 金色堂	
1-2 金色堂覆堂	
1-3 経蔵	
1-4 大池伽藍跡	
(2) 毛越寺	
2-1 庭園	
2-2 常行堂	
(3) 観自在王院跡	
(4) 無量光院跡	
(5) 金鷄山	
(6) 柳之御所遺跡	
b) 歴史と発展	13
1. 資産形成の歴史的背景	
(1) 8～9世紀	
(2) 10～11世紀後半	

- (3) 11世紀末期～12世紀
- (4) 13世紀
- (5) 14世紀末期～16世紀
- (6) 17世紀末期～19世紀前半
- (7) 19世紀後半以降

2. 資産の形態・性質から見た歴史

(1) 「政治・行政上の拠点」としての歴史

- ア. 都城の造営—城壁・牆壁を持たない「政治・行政上の拠点」の系譜—
- イ. 都城の拡大
- ウ. 平泉の造営

(2) 仏国土(浄土)を表現する一群の建築・庭園の歴史

- ア. 仏教及び浄土思想の日本的発展・進化
 - a. インドに発生した大乘仏教と浄土思想
 - b. 中国・朝鮮半島における浄土思想
 - c. 日本で進化した浄土思想
- イ. 仏国土(浄土)を表す芸術作品としての顕著な仏堂の形式
 - a. 鎮護国家を目的とする寺院の伽藍配置の類型とその発展
 - b. 阿弥陀堂の類型とその発展
- ウ. 仏国土(浄土)を表す芸術作品としての顕著な庭園の形式
 - a. 自然崇拜思想に基づく祭儀場の意匠・技術と大陸伝来の造園思想との混淆
 - b. 「浄土庭園」の確立
 - c. 平泉における「浄土庭園」の発展
 - d. 後代における同種の仏堂・庭園に与えた影響
 - e. 『作庭記』に記された作庭の理念、意匠・技術との照合が可能な事例

3. 記載のための価値証明 26

a) 評価基準への適合性証明 26

- 1. 条約上の遺産種別
- 2. 評価基準への適合性証明

評価基準(ii)

- (1) 仏教・浄土思想の伝播・交流
- (2) 伽藍造営の理念及び作庭思想の交流
 - ア. 伽藍造営の理念の伝播と固有の伽藍造営理念の確立
 - イ. 作庭思想の伝播と浄土庭園の様式の確立
 - ウ. 日本の浄土庭園の構成要素と特質
- (3) 平泉の仏堂・浄土庭園

評価基準(iv)

- (1) 仏国土(浄土)を表現した仏堂建築の顕著な類型

- (2) 仏国土(浄土)を表現した庭園の顕著な類型
- (3) 『作庭記』に記す作庭の理念、意匠・技術との照合が可能な類型

評価基準(vi)

- (1) 仏教とともに日本に伝来した浄土思想の顕著な普遍的意義
- (2) 日本的仏教における浄土思想の興隆と「浄土庭園」の形成
- (3) 推薦資産の有形的側面に反映された浄土思想
- (4) 今日に伝わる浄土思想の無形的価値

b) 顕著な普遍的価値の証明 31

顕著な普遍的価値の言明

c) 比較研究 31

1. 比較項目の特定
2. 同種資産の特定
3. 国内における同種資産との比較
 - (1) 世界遺産一覧表に記載された遺産又は我が国の暫定一覧表に記載された資産との比較
 - (2) その他の同種資産との比較
 - ア. 建築
 - イ. 庭園(「浄土庭園」)
 - (3) 結論
4. 国外における同種資産との比較
 - (1) 世界遺産一覧表に記載された遺産又は我が国の暫定一覧表に記載された資産との比較
 - (2) 結論

d) 完全性・真実性 38

1. 推薦資産全体の完全性・真実性
 - (1) 完全性
 - (2) 「記念工作物」としての真実性
 - (3) 「遺跡」としての真実性
2. 建築・庭園(「浄土庭園」)の真実性・完全性
 - (1) 建築
 - ア. 中尊寺金色堂及び覆堂
 - イ. 中尊寺経蔵
 - ウ. 毛越寺常行堂
 - (2) 庭園
 - ア. 毛越寺
 - イ. 観自在王院跡
 - ウ. 無量光院跡
 - エ. 大池伽藍跡
 - (3) 名勝としての日本庭園の真実性及び「歴史的庭園の保存に関するフィレンツェ憲章」(1982)に定める真実性の基準との照合

4. 保全状況と資産に与える影響 44

a) 現在の保全状況 44

1. 資産全体の保全状況

- (1) 記念工作物
- (2) 遺跡

2. 構成資産の保全状況

- (1) 中尊寺
- (2) 毛越寺
- (3) 観自在王院跡
- (4) 無量光院跡
- (5) 金鷄山
- (6) 柳之御所遺跡

b) 資産に与える影響の指標 46

1. 開発の圧力

- (1) 公共下水道事業
- (2) 北上川遊水地整備事業及び関連河川改修事業
- (3) 道路整備事業
- (4) 上水道管更新事業
- (5) 「道の駅」整備事業

2. 環境の圧力

3. 自然災害と危機管理

4. 来訪者及び観光の圧力

5. 資産と緩衝地帯の居住者人口

5. 保護と管理 50

a) 所有関係 50

b) 法に基づく指定保護 50

- 1. 記念工作物
- 2. 遺跡

c) 保護の実施手段 51

- 1. 資産
- 2. 緩衝地帯

d) 推薦資産が所在する市町村・地方に関する諸計画 52

e) 資産の保存管理計画及びその他の保存管理体制	52
1. 保存管理計画	
2. 保存管理体制	
f) 財源及び財政的水準	53
g) 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修	54
h) 来訪者の施設と統計	54
i) 資産の整備・活用に関する方針・計画	55
j) 専門分野・技術・管理に関する人的措置	55

6. 経過観察

56

a) 保全状況を計測するための主たる指標	56
b) 資産を経過観察するための行政上の体制	57
c) 以前の保全状況報告の成果	57

7. 資料（作成中）

- a) 写真・スライド・図版の目録及び使用許可証、その他のビデオ等の視聴覚材料
- b) 保護に関する指定文書、資産の保存管理計画・保存管理方式の契約書の写し等
- c) 資産に関する最新の記録又は目録の形態及びその期日
- d) 資産に関する記録又は目録、公文書の発行機関とその住所
- e) 参考文献一覧

8. 監督官庁とその連絡先（作成中）

- a) 推薦書を準備した者
- b) 地方行政組織
- c) その他の地方機関
- d) 公式のウェブ・アドレス

9. 締約国の代表者署名（未）

1. 資産の特徴

a) 締約国

日本

b) 地方

岩手県

[平面図](#)

c) 資産の名称

平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群一

d) 所在位置

日本政府が世界遺産一覧表への登録を推薦する「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群一」は、東アジアの東端に当たる日本列島の本州島の北部、日本の東北地方のほぼ中央部に位置する。

推薦する資産は6つの構成資産から成り、現行の行政区分に基づく各構成資産の所在地については以下に記すとおりである。

No.	構成資産	所在地
1	中尊寺 <small>ちゆうそんじ</small>	岩手県西磐井郡平泉町 <small>いわてけんにしいわいぐんひらいずなちやう</small>
2	毛越寺 <small>もうつうじ</small>	岩手県西磐井郡平泉町
3	観自在王院跡 <small>かんじざいおういんあと</small>	岩手県西磐井郡平泉町
4	無量光院跡 <small>むりやうこういんあと</small>	岩手県西磐井郡平泉町
5	金鶏山 <small>きんけいざん</small>	岩手県西磐井郡平泉町
6	柳之御所遺跡 <small>やなぎのてしよいせき</small>	岩手県西磐井郡平泉町

座標位置(中尊寺金色堂)緯度:北緯 39度00分04秒、
経度:東経 141度05分59秒

[平面図](#)

e) 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面、並びに資産近傍における法的保護区分を示す図面は以下のとおりである。

[平面図](#)

f) 資産面積及び緩衝地帯の面積

各構成資産の面積及びその緩衝地帯の面積、資産の総面積及びその緩衝地帯の総面積については、以下に記すとおりである。

構成資産面積: 186.1 ha

緩衝地帯面積: 5,998.9 ha

合計: 6,185.0 ha

No.	構成資産の名称	構成資産の面積(ha)	緩衝地帯の面積(ha)	合計(ha)
1	中尊寺	137.2		
2	毛越寺	22.7		
3	観自在王院跡	3.8		
4	無量光院跡	4.2		
5	金鷄山	8.3		
6	柳之御所遺跡	10.8		
	合計	187.0	5,998.1	6,185.1

2. 説明

a) 資産の説明

1. 資産全体の説明

(1) 概要

平泉は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤としつつ、本州北部の境界領域において、奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営した政治・行政上の拠点である。

特に平泉の建築・庭園とその考古学的遺跡、及び関連遺産群は、日本の自然崇拝思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくにつれて興隆した極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における**仏国土(浄土)**¹の表現を目的として創造された他に類例を見ない顕著な事例である。

(2) 資産の形成と独特の性質を持つ日本仏教及び浄土思想との関係

6世紀に中国・朝鮮半島から伝来した仏教は、日本古来の自然崇拝を基調とする**神祇信仰**²とも融合しつつ、12世紀にかけて法華経、密教、浄土教など多様な要素を包括・統合した独特の性質を持つものへと展開した。

仏教の一思想として同時に日本にもたらされた浄土思想は、死後に仏国土である浄土へと往生し、成仏することを説く大乘仏教の思想で、釈迦(ゴータマ・シッダルタ)が亡くなった後、釈尊以外の諸仏が仏道に励む場所として自ら出現すべき固有の国土を清浄化すると考えられるようになり、その結果、八方と天・地を含む十方世界に多様な「浄土」が存在すると捉えられるようになった。

伝来当初から8世紀にかけての日本の浄土思想は、そのような十方世界に存在する多様な「浄土」を想定しつつ、現世に生きる人間が死者の追福と来世往生を祈願することを基本としていた。しかし、11～12世紀頃には、釈迦の入滅後、一定の時間が経過して仏法が衰えるとされる「末法思想」が興隆したのを背景として、死後に阿弥陀如来の西方極楽浄土へと自らが転生することを願う阿弥陀浄土信仰が台頭し、当時の都であった京都のみならず、日本の各地へと急速に広がっていった。

奥州藤原氏の初代清衡は、奥州の政治・行政上の拠点である平泉の精神的中核として中尊寺を建立し、「鎮護国家大伽藍一区」と称する仏堂・庭園(現在の「大池伽藍跡」の区域であるとされている。)の落慶に当たり、それ以前の時代に日本の北方領域において勢力を成した**蝦夷**³の征伐以来、奥州での多くの戦で亡くなったすべてのものの靈魂を敵味方の区別なく「浄刹」(浄

¹ **仏国土(浄土)**; 仏国土とは、仏の国又は仏の世界のことであり、菩薩の誓願と修行によって建てられた国を指す。浄土は、通常、阿弥陀如来の極楽浄土のことを指すと考えられやすい。しかし、東アジアの仏教においては、絶対永遠の仏の悟りの世界、高位や下位の菩薩の世界、凡夫と聖人とが同居する世界などが一体として存在し、すべてが浄らかな仏国土(浄土)であると捉えられた。特に、12世紀に発展した日本独特の仏教では、現世に究極の仏の理想世界である仏国土(浄土)が実現できると理解された。

² **神祇信仰**; 日本古来の神に関わる観念や信仰の総称。

³ **蝦夷**; 古代、日本の北方地域の住民に対して律令国家が用いた呼称。天皇の領土拡大政策及び強化政策に服さない「化外の民」とされ、征討の対象となった。

土へと導くとともに、自らの浄土への往生をも祈願し、現世に仏国土(浄土)を実現するために大伽藍を造営するとの願文を読み上げた(『中尊寺供養願文』。以下、『供養願文』という。)

このように、奥州において仏教に基づく理想世界を実現し、自らも極楽浄土へと往生を遂げたいとする奥州藤原氏の強力な願望は、阿弥陀如来の極楽浄土、薬師如来の浄瑠璃浄土をはじめ十方世界に存在するとされた様々な仏国土(浄土)を、建築・庭園など日本独自の空間造形の作品群として結実させる上で重要な動機となった。

(3) 資産構成とその立地

推薦資産は、仏国土(浄土)を空間的に表現した一群の建築・庭園の芸術作品を含む中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡をはじめ、それらと直接的な文脈及び空間的一体性を持つ金鷄山・柳之御所遺跡の6つの構成資産から成る。特に金鷄山は、毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡の各庭園が仏国土(浄土)を表現した作品として創造される上で重要な意味を持ったほか、柳之御所遺跡は、奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指して平泉の造営を推進し、浄土思想に直接関係する建築・庭園の作品群を生み出す起点となった重要な遺跡である。

これらの一群の構成資産は、東を束稲山及び北上川、西をなだらかに連続する丘陵、南を太田川、北を衣川にそれぞれ臨む風光明媚で水の豊かな自然の地形・環境に立地する。

2. 構成資産の説明

(1) 中尊寺

中尊寺は、平泉の中心部北側の関山丘陵に位置する。奥州藤原氏初代清衡が、日本の北方領域における政治・行政上の拠点として平泉を造営するに当たり、12世紀初頭から四半世紀をかけて、その精神的な中核として最初に造営した寺院である。

清衡は、それまで支配下にあった江刺郡豊田館から、**奥六郡¹**の南限に当たる衣川を越えてさらに南へと進出し、関山丘陵に中尊寺を造営した。1126年の「鎮護国家大伽藍一区」の建立に係る『中尊寺供養願文』には、「蝦夷」の征討以来、奥州での多くの戦で亡くなったものの靈魂を敵味方の区別なく浄刹(浄土)へと導くとともに、辺境の地とされた奥州に法華経に基づく現世の仏国土(浄土)を造ろうとした初代清衡の強く深遠なる願いが示されている。

12世紀末期の中尊寺には、40にも及ぶ堂宇と300にもものぼる禅坊(僧侶の住居)が存在したとされている(『吾妻鏡²』)。それらは、北を衣川に面する関山丘陵(標高30~150m)の斜面に、多数の平坦面を造成して建てられていた。

境内は、中尊寺及び支院群が位置する北丘陵と山林に覆われた南丘陵に二分できる。北丘陵には、東麓から尾根沿いに西の丘陵頂部に向かって月見坂と呼ぶ杉並木の表参道が延びる。丘陵頂部に近い開けた平坦地には本堂など一群の建造物が存在するほか、境内の地下には大池及び三重池などの園池跡や建物跡が埋蔵されている。

1337年の火災により、金色堂、その覆堂、経蔵の一部を除くほとんどの堂宇は焼失した。近世には、仙台藩主伊達氏の庇護の下に、現在に残る建造物や月見坂などの参道が整備された。現在の中尊寺境内には、本坊をはじめ、17の支院、**白山信仰³**に基づき北の鎮守社として勧請され

¹ 奥六郡；11~12世紀の奥州地方の行政単位のひとつで、北上川流域の6つの郡の総称。

² 吾妻鏡；13世紀後半から14世紀初頭に鎌倉幕府により編纂された史書。

³ 白山信仰；石川・福井・岐阜の3県境にある白山を神体の対象とする8世紀に起源するとされる山岳信仰。10世紀以降に全国に広がった。

た白山神社が存在し、今日においても活発な宗教活動が行われている。

境内においては、1953年から現在に至るまで、計70回に及ぶ発掘調査が行われてきた。その結果、『供養願文』に言う「鎮護国家大伽藍一区」跡である可能性が高い「大池伽藍跡」と呼ばれる仏堂・園池の跡をはじめ、かつての寺院の様相を知ることのできる礎石建物跡・掘立柱建物跡・堀跡・園池跡・道路跡・井戸跡など、各種の遺構と多量の遺物が発見された。

境内には、本推薦資産の目録に掲載する金色堂(1-1)、金色堂覆堂(1-2)、経蔵(1-3)のほか、12世紀の石塔文化の特質を表す願成就院宝塔・釈尊院五輪塔、白山神社能舞台など、国宝及び重要文化財に指定された6件の建造物が存在する。また、推薦資産の目録に掲載する大池伽藍跡(1-4)をはじめ、境内の全域が特別史跡中尊寺境内に指定されている。

さらに、現在の中尊寺境内では、奥州における戦で落命した全てのものの靈魂を極楽浄土へと送るために清衡が祈祷を行ったところ、1匹の猿が現れて念仏踊りを舞い、それらの靈魂を極楽浄土へと導いたとの伝承に基づく「川西念仏剣舞」¹が行われている。

1-1 金色堂

説明

中尊寺境内の北西側に位置する阿弥陀堂建築である。創建年代を示す棟木銘(1124年)から、国内に現存する数少ない同形式の阿弥陀堂建築の中でも最古のものであることが判明した。藤原氏四代(清衡・基衡・秀衡・泰衡)の遺体及び首級をそれぞれミイラとして安置した霊廟であり、政治・行政上の拠点である平泉において信仰の起点となった重要な施設であるとともに、今なお地域における精神的な拠り所ともなっている。

金色堂は、一辺5.48mの方3間の規模で、屋根は単層宝形造、本瓦形板葺の木造建造物である。中心に当たる方1間の部分には、阿弥陀三尊像が安置されている。金箔の装飾、蒔絵・螺鈿などの漆芸・金工の意匠・技術を尽くした金色堂は、国内に現存する12世紀の数少ない阿弥陀堂建築の中でも最高傑作を誇る。金色堂が12世紀の姿を現在にとどめる建築物であることは、1962～1968年に行われた金色堂保存修理工事の成果とともに、現状の意匠・形態が『吾妻鏡』の記載と一致することからも明らかである。

屋根板を除く全ての部材の外面には黒漆が塗られ、金箔が押されている。建物の部材に用いられた東南アジア産の紫檀・赤木、螺鈿に用いられた南海産の夜光貝などは、12世紀に国内外の広い範囲に及ぶ交易・交流が行われていたことを示している。組物は七宝沃懸地に夜光貝の螺鈿による宝相華唐草文で埋め尽くされ、長押の中央には碧瑠璃が嵌め込まれている。

堂内に立つ4本の柱は、蒔絵技法による48体の菩薩画像や螺鈿による宝相華唐草文が施された巻柱である。巻柱は、木割れを防ぐために八角形の心木に8枚の材を打ち回したものである。堂内には、格狭間の孔雀と宝相華を意匠した3つの須弥壇が置かれている。

各壇上には、西方極楽浄土の阿弥陀如来坐像を中心として、2軀の脇侍の観音菩薩立像・勢至菩薩立像、6軀の地藏菩薩立像、2軀の天王立像など国宝に指定された一群の仏像が安置されている。

3つの須弥壇の内部には、それぞれ1つずつ棺が安置されている。中央壇に安置された棺には初代清衡の遺体、向かって左側の壇(西南壇)に安置された棺には二代基衡の遺体、向かって右側の壇(西北壇)に安置された棺には三代秀衡の遺体と四代泰衡の首級(頭部)が、それぞれ納められている。当初は中央壇に清衡の棺が納められ、後に両脇の西南壇・西北壇が増設さ

¹ 川西念仏剣舞；本推薦書付属資料●ページを参照のこと。

れ、基衡・秀衡の棺が順次納められた。金色堂は、阿弥陀如来を安置する阿弥陀堂としての形態を採るとともに、霊廟としての性質をも併せ持つ独特の仏堂である。さらに、金色堂は徹底した輝光の荘厳であり、「無量光」とされる阿弥陀如来の極楽浄土を表現した稀有な仏堂である。

法的保護、修理・整備の経緯

1897年には、古社寺保存法の制定と同時に特別保護建造物に指定され、添え柱の建替え、柱の根継ぎ、床の縁廻の補修などの部分修理が行われた。

1930～1931年には、礎石の据直しと屋根の補修が行われた。

1950年には、須弥壇に納められた奥州藤原氏三代(清衡・基衡・秀衡)の遺体及び第四代(泰衡)の首級に関する調査が行われた。

1950年に制定された文化財保護法の下に、1951年に国宝に指定された。

1962～1968年には、金色堂の大規模な全解体復原修理が行われた。科学的調査を伴う修理によって、内部後方の巻柱2本は取り替えられ、保存処理を施して新覆堂内において保存されることとなった。この時、金色堂の永久保存を目的として、空調機能をも備えたコンクリート造の堅牢な覆堂が設けられ、金色堂の本体は防湿・防虫・防塵などの必要性から覆屋の内部においてさらにガラス・スクリーンで覆って保護することとされた。

さらに、1989～1991年には旧組高欄などの古材の保存修理が行われた。

1-2 金色堂覆堂

説明

現在のコンクリート造覆堂が建造される以前に金色堂を保護していた木造の覆堂で、中尊寺境内の北西の一画に位置する。奥州藤原氏が滅亡した100年後の1288年に、鎌倉幕府によって造営された。奥州藤原氏への供養を込めて建てられたもので、当初は簡易な形式の覆屋であったものと推定されている。

現存する覆堂は、その様式から15世紀頃に再建されたものと考えられている。規模は方5間、屋根は宝形造・銅板葺で、正面を吹放しとし、内部には柱が存在せず、側柱だけから成る独特の構造を持つ。

建造物を保護するためにその外方を覆う覆堂は、修理や改修を繰り返す中で古いものが残りにくい性質を持つ。金色堂覆堂は現存する国内最古の覆堂とされ、重要かつ繊細な木造建築や石造物を風雪から護るための伝統的な手法のひとつを今日に伝える重要な事例である。

法的保護、修理・整備の経緯

15世紀頃に建立されて以来、屋根を中心に幾度も修理が行われ、コンクリート造の新覆堂が建造されるまでの長期間にわたり、金色堂を風雪から保護してきた。

1876～1877年には屋根葺替及び床・縁廻りの補修、1890年には茅葺から棧瓦葺に改めるための屋根修理、1894年には小屋組を含む屋根修理、1897年には棧瓦葺から銅板葺に改めるための屋根修理、1916年には再び銅板葺から棧瓦葺に戻す屋根修理が行われた。

1917年には、古社寺保存法の下に特別保護建造物に指定された。

さらに、1930～1931年には全面的な解体修理が行われた。

1950年には、文化財保護法の下に重要文化財に指定され、積雪等の観点から再び棧瓦葺を銅板葺に改める屋根修理が行われた。

金色堂の保存修理工事に伴い、1963年には覆堂の全解体修理も行われた。老朽化が進んだ木造の覆堂が金色堂本体の保護にとって悪影響を及ぼす可能性が懸念されたため、新たにコンクリート造の新覆堂を建設し、旧覆堂は北西方向に約90m離れた現在の位置に移築された。

1-3 経蔵

説明

中尊寺境内の北西側に位置し、寺伝によると国宝である「紺紙金銀字交書一切経」、「紺紙金字一切経」などが納められていた木造建造物である。現経蔵は、棟札により1122年に完成したことが判る2階建の経蔵のうち、下層の部分のみの部材を用いて14世紀頃に建て直されたものとされている。

現在の経蔵は一辺7.72mの方3間の規模を持ち、屋根は宝形造・銅板葺で、正面に1間の向拝が取り付く。内部の三方の壁面には、経典を納める経棚が7段にわたって設けられている。

法的保護、修理・整備の歴史

1893年には、茅葺から棧瓦葺へと改める屋根葺替修理が行われた。

1908年には、古社寺保存法の下に特別保護建造物に指定された。

1930年には、現状維持のための補修が行われた。

1950年には、再び棧瓦葺から銅板葺へと改めるために屋根葺替修理が行われ、併せて野地板の補修も行われた。

1962年には、文化財保護法の下に重要文化財に指定された。

1978年には、全面的な解体修理が行われた。

1-4 大池伽藍跡

説明

12世紀前半に「鎮護国家大伽藍一区」(『供養願文』)が建立されたとみられる区域には、「大池跡」と呼ぶ池の痕跡を示す地形が残されており、これまでの発掘調査によって、西に仏堂が建ち、その東側の低地に石を用いて意匠した園池が広がっていることが判明した。特に「大池跡」は長径約120m、短径約70mの不整円形で、中央に中島を擁し、西側に仏堂を配置する浄土庭園¹の遺跡である。

法的保護、修理・整備の経緯

1979年に、文化財保護法の下に境内の全域が史跡中尊寺境内に指定され、同時に特別史跡中尊寺境内に指定された。

2005年には、1962年以降、計13回にわたって実施された発掘調査の成果に基づき、「特別史跡中尊寺境内大池伽藍跡整備基本構想」が策定された。今後はさらに詳細な発掘調査を継続して行い、その成果を踏まえて園池の修復・整備を進めることとしている。

(2) 毛越寺

平泉の中心部の南側に位置し、12世紀中頃に奥州藤原氏二代基衡が造営した寺院である。それは、平安京東郊の白河の地に天皇の御願寺として造営された法勝寺²を模範とした可能性が高いとされている。また、毛越寺の地割の東端が金鶏山の山頂から南への延長線に合致することから、毛越寺の設計は金鶏山の位置と緊密な関係を持っていたことが知られる。

12世紀末期の毛越寺には、40にも及ぶ堂宇と500にもものぼる禅坊が存在したとされている(『吾妻鏡』)。毛越寺の主要伽藍は、二代基衡が建造した円隆寺、三代秀衡が建造した嘉祥寺

¹ 浄土庭園；阿弥陀仏の極楽浄土をはじめ、十方世界において仏道に励む諸仏の浄土(仏国土)を、現世における理想世界(楽土)として寺院境内に空間的に表現した芸術作品。本推薦書●ページ及び付属資料一●を参照のこと。

² 法勝寺；平安京東郊に白河天皇(1053-1129)が自らの祈禱のために造営した寺院。1077年に金堂などの中心建造物が建立され、15世紀後半の戦乱により廃絶した。本推薦書●ページを参照のこと。

などから成る。壮麗さにおいては国内で並ぶものがないと評された円隆寺は、北側に位置する塔山(標高121m)などの丘陵の区域を背景として建てられ(『吾妻鏡』)、堂内には平安京の仏師に製作を依頼して完成した薬師如来像が本尊として安置された。金堂の両側から東西に向かって回廊が延び、途中で南に折れ、その南端には経楼と鐘楼が建てられた。これらの堂宇の南側には大きな園池が広がり、堂宇の周辺を含めて主に薬師如来の仏国土(浄土)を象徴する浄土庭園が造成された。

円隆寺の西側には嘉勝寺、後方には講堂、東には常行堂・法華堂などの主要堂宇が建ち並んでいた。さらに、その南側には南大門が建ち、東西の大路に面していた。

1226年に円隆寺金堂が焼失し、1573年には南大門が焼失した。また、1597年には常行堂・法華堂が焼失した。

17世紀から19世紀半ばにかけては仙台藩主伊達氏の庇護の下に境内の状態が保護され、1732年には現存する常行堂が建立された。

現在の常行堂では、毎年1月に常行三昧¹の修法とともに重要無形民俗文化財に指定されている「毛越寺の延年」の舞が行われるなど、様々な宗教行事が活発に行われている。

1930年に円隆寺跡、1955～1958年に主要伽藍と庭園、1980～1990年に庭園の「大泉が池」をそれぞれ対象として、発掘調査が実施された。その結果、円隆寺跡、嘉勝寺跡、講堂跡、常行堂跡、法華堂跡などから成る伽藍の礎石や基壇が発見された。その他にも、土塁跡、南大門跡、東門跡などについても発掘調査が行われた。

「大泉が池」の発掘調査では、北東岸において導水のための遣水を発見したほか、西南岸の池尻においては排水溝を発見した。また、儀式の遺構としては、園池の北岸に当たる仏堂前面において、幡などを立てたと推定される一群の柱穴跡も発見された。さらに、毛越寺境内と東隣の観自在王院境内との間には、南北方向の通路状の石敷広場の跡と牛車を格納する車宿の跡が発見された。

毛越寺境内には、以下に述べるように、特別名勝に指定されている庭園と、特別史跡及び特別名勝の構成要素である常行堂の建築が存在する。

2-1 庭園

説明

毛越寺境内において、「大泉が池」を中心として、主に薬師如来の仏国土(浄土)を表現した独特の空間である。

1980～1990年に行われた発掘調査の結果、「大泉が池」は東西約190m×南北約60mの規模を持ち、洲浜・出島・立石・築山など多様な構成要素から成ることが判明した。東岸には優美な海岸線の風情を漂わせる緩やかな曲線の洲浜が入江を形成するのをはじめ、南東岸には波が多く岩石の多い海岸である荒磯を表現して高さ約2mの立石を中心とする出島があり、南西岸には荒々しい岩肌が断崖の風情を漂わせる高さ4mの築山がある。北東岸の遣水を経て導き入れられた水は池中を東から西へと流れた後、池尻に当たる西南岸から境内外へと排水される。

緩やかに蛇行する遣水は長さ約80m、幅約1.5mあり、庭園における遣水の意匠・技術の全容を知る上で極めて貴重な遺構である。発掘調査によって12世紀に造られたままの状態地下に残されていたことが明らかとなり、1988年に修復・再生された。

¹ 常行三昧；90日を一期として、阿弥陀仏像のまわりを歩き回りながら口に念仏を唱え、心に阿弥陀仏の相好を念ずる行法。常行堂と称する仏堂で行われる。推薦書付属資料一●を参照のこと。

この庭園の構成及び細部の意匠・技術は、11世紀後半の作庭技術書である『作庭記』に「自然を尊重し、自然に習う」と記された当時の作庭の理念、意匠・技術に正確に基づくものである。

「大泉が池」の中央には中島があり、その南と北には2基の木橋の遺構が発見された。また、園池の北岸では、儀式の際に幡などを立てたと推定される特殊な柱穴跡も5基並んで発見された。南大門跡、中島、2基の橋の橋脚、幡などを立てたと推定される一群の柱穴跡、円隆寺金堂跡を結ぶ伽藍の中軸線は正しく南北方向に一致し、さらにその北側に当たる伽藍の背後には塔山が控えている。園池のみならず、仏堂の周囲を含め、伽藍全域の地表面が小さな礫で覆われ、朱塗柱に輝く仏堂や緑成す背後の塔山と小礫で覆われた園池との色彩的対比は、本尊である薬師如来の仏国土(浄瑠璃浄土)を想起させるのに十分であったに相違ない。

このように、毛越寺庭園は、左右対称形の翼廊を伴う仏堂の南側に園池を設け、仏堂背後の塔山と一体となって、主に薬師如来の仏国土(浄土)の表現を意図して造られた浄土庭園であり、12世紀の様相を完全な形で現在に伝える点で、日本庭園史上におけるその価値は計り知れないほど高い。

法的保護、修理・整備の経緯

1922年に、1917年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、境内の全域が毛越寺跡附鎮守社跡として史蹟に指定された。

1930年に金堂円隆寺跡、1955～1958年に主要伽藍と庭園について、それぞれ発掘調査が行われた。

1952年には、文化財保護法の下に特別史跡に指定された。

1957年には庭園が名勝に指定され、1959年に特別名勝に指定された。

1980～1990年には、「大泉が池」の洲浜・中島・橋脚などについて発掘調査が行われ、特に1983年には遣水の遺構が極めて良好な状態で発見された。

その後、発掘調査の成果を踏まえ、1990年には庭園の修復・整備が行われた。

2-2 常行堂

説明

毛越寺の園池北西岸に位置する常行堂は、18世紀に再建された方5間、一辺11.7m、高さ14.5mの宝形造・茅葺の小規模な仏堂である。それは、本尊である阿弥陀如来の名号を唱えながら四周を行道し、その相好を内面的に観想する常行三昧という行法を行うための仏堂である。また、現存する常行堂の東の隣接地には、17世紀に焼失した12世紀当初の常行堂の遺構が地下に良好な状態で保存されている。

現存の常行堂では、毎年1月に新年の天下泰平・無病息災・家内安全を祈願するために修正会が催される。その中でも、最も重要な儀式として位置付けられているのが、円仁²により中国の五台山から伝えられた常行三昧の修法である。修正会に引き続いて、僧侶による「延年」の舞が奉納される。「延年」の舞³は、11世紀から12世紀に流行した極めて呪術性の強い芸能で、参集した人々の精神を浄化し、その生命力を再生して長寿に導くために行われるものである。

このように、毛越寺の常行堂は18世紀に再建されたものではあるが、12世紀の平泉における

¹ 作庭記；11世紀後半の作庭指針を記した技術書。著者は橘俊綱(1028-1094)とされ、主として住宅の庭園に関わる理念、意匠・技術、禁忌などを詳細に記す。本推薦書●ページを参照のこと。

² 円仁；794-864。天台宗の僧。838年に中国(唐)に渡り、五台山に学んだ後に長安へ入った。847年に帰国し、比叡山延暦寺の座主となった。本推薦書●ページを参照のこと。

³ 「延年」の舞；本推薦書付属資料一●を参照のこと。

浄土思想を今日に伝える重要な建造物であり、今も堂内で執り行われている儀式・芸能は、12世紀における平泉の浄土思想の神髄を今日につたえる無形の要素として重要である。

法的保護、修理・整備の経緯

常行堂は特別史跡毛越寺境内及び特別名勝毛越寺庭園を構成する重要な建造物として、その保護が図られてきた。特に、茅葺屋根の葺替が定期的に行われ、最近では1993年に行われた。

常行堂で行われる「延年」の舞は、1977年に重要無形民俗文化財に指定された。

(3) 観自在王院跡

説明

毛越寺境内の東には、かつて幅30mの南北方向の通路状広場を介して観自在王院の境内が接していた。観自在王院は、基衡の妻が建立した寺院で、夫の死後に自らの住居を寺に改めた可能性のあることが指摘されている。

発掘調査の結果、敷地の北側に大阿弥陀堂・小阿弥陀堂などの主要堂宇が建ち、その南側には中島を擁する大きな園池が設けられていたことが判明した。

「舞鶴が池」と呼称される園池は、東西100m、南北約100mの規模を持ち、中央に東西約30m、南北約12mの中島が設けられていたことが判明した。さらに、毛越寺の庭園の「大泉が池」とは異なり、比較的簡素な意匠・構造の園池であったことも判明した。

「舞鶴が池」の平面形状は、「池は鶴か亀の形に掘るべし」と記す『作庭記』の記述と一致する。また、池の水際の白浜の形状、景石の配置、西岸中央部付近の伝うように水が落ちる滝石組の構造も『作庭記』の記述に一致している。

池の水は毛越寺境内の北東隅に位置する弁天池から、導水されていたことが判明した。

園池の北側では大阿弥陀堂及び小阿弥陀堂の痕跡を示す礎石が発見されたほか、園池の南側では棟門跡が発見された。

このように、観自在王院の庭園は、大小の阿弥陀堂の南側に設けられた園池を中心として、背後の金鶏山とも一体的に阿弥陀如来の極楽浄土の表現を意図して造られた浄土庭園であった。

現在、18世紀初頭に建てられた現存の阿弥陀堂では、毎年春に毛越寺僧侶らによって基衡の妻の葬列を再現した法事が行われている。

法的保護、修理・整備の経緯

1922年に、史蹟名勝天然記念物保存法の下に、毛越寺跡附鎮守社跡として史蹟に指定された。

1952年には、文化財保護法の下に特別史跡に指定された。

1954～1956年には、遺跡の内容を確認するための発掘調査が行われた。

1972年～1977年には再び発掘調査が行われ、1973～1978年にはその成果に基づき、「舞鶴が池」・南門跡・西門跡・土塁跡・車宿跡などの遺構の修復・整備が行われた。

2003年には、「舞鶴が池」の護岸修理が行われた。

さらに、2005年には、修復・整備が完了した庭園が名勝旧観自在王院庭園に指定された。

(4) 無量光院跡

説明

無量光院跡は、平泉中心部の東側に位置する。奥州藤原氏三代秀衡が12世紀後半に建立した寺院の跡である。その西方には金鶏山が位置し、東に接して居館の遺跡である柳之御所遺跡

が存在する。無量光院の阿弥陀堂は宇治の平等院阿弥陀堂¹を模して造られたとされている(『吾妻鏡』)が、発掘調査の成果及び金鷄山との位置関係からは、宇治平等院よりもさらに発展した仏堂・庭園の伽藍配置であったことが判明している。

発掘調査の結果、無量光院の区画は南北約320m、東西約230mの長方形を成し、西・北・東に土塁が巡ることが明らかとなった。西側の土塁は高さ約5m、長さ約250mに及ぶ長大なもので、外側には堀を伴うことが判明している。

無量光院の区画の内部には東西約150m、南北約160m、水深が約50cmの浅い園池があり、その北西隅部から導き入れられた水は北東隅部から排水されていたことが判明した。

園池の中央北寄りの位置には、大小3つの中島が設けられている。西側に位置する大きな島には、左右対称形の翼廊を伴う仏堂が東面して建てられていた。仏堂は宇治の平等院と同規模であったが、翼廊のうち南北の部分が平等院よりも1間長く、仏堂の背後に尾廊を伴わないことが判明している。この島の北側には今ひとつの小さな島があり、橋で結ばれていたことが明らかとなった。また、翼廊付仏堂が建つ島の東側に位置する島には、原位置を維持した状態で汀線の景石が残されているほか、3棟の礎石建物が建てられていたことも判明した。それらの建物は、それぞれ東から楽屋・拝所・舞台の機能を持つ建物と推定されている。

無量光院は周囲を土塁・堀が囲むなどの独自の構造を持ち、宇治の平等院では池の東岸に仮設されていた拝所が池中の小さな島の上に常設されるなど、仏堂正面の視覚的効果を意識した施設の配置構成が見られる。また、出土遺物には、かわらけや金銅製透彫瓔珞などがある。

無量光院跡の2つの中島に設けられた建物群は、背後に位置する金鷄山の山頂と東西の中軸線を揃えており、東側の中島から西の仏堂を見上げると、年に2度、4月と8月に仏堂背後に位置する金鷄山の山頂付近に日輪が沈む。このことは、無量光院が現世における西方極楽浄土の観想を目的として造られたものであることを示している。そこには、柳之御所遺跡から無量光院の仏堂・園池を経て背後の金鷄山に至るまで、居住・政務の場である居館、極楽浄土を実体化した伽藍、極楽浄土の方位を象徴する小独立丘が東西に並んで位置する独特の空間構成が見られる。

このように、西方に金鷄山が背後に控え、園池に浮かぶ大小2つの中島に翼廊付の仏堂と拝所・舞台をそれぞれ設けた無量光院跡の空間構成は、浄土庭園の最高に発展した形態として貴重である。

12世紀以後の無量光院の経過に関する記録は一切残っていないが、発掘調査の結果、13世紀中頃に焼失したものと推定されている。

法的保護、修理・整備の経緯

1922年に、史蹟名勝天然記念物保存法の下に史蹟に指定された。

1952年に文化財保護委員会(現在の文化庁)によって発掘調査が行われ、その成果を踏まえて1955年に文化財保護法の下に特別史跡に指定された。

2002年から2003年にかけて再び発掘調査が行われ、その成果に基づき2005年には「特別史跡無量光院跡整備基本計画」が策定された。今後は、当該計画の内容に基づき、庭園を含む遺跡の修復・整備を行うこととしている。

¹ 平等院阿弥陀堂; 天皇との外戚関係の下に最高権力者として力を誇った藤原頼通(992-1074)が、1052年に別荘「宇治殿」を寺に改め、その敷地内に建造した阿弥陀仏を本尊とする仏堂。1994年に、「古都京都の文化財」の構成資産のひとつとして世界遺産一覧表に記載された。本推薦書●ページを参照のこと。

(5) 金鶏山

説明

金鶏山は、平泉中心部の西側丘陵の突端部に位置する小独立丘である。標高は98.6m、山麓との比高は約60mで、平泉の中心域から容易に目視でき、目印としての性質を持つ。

1930年の発掘により、山頂から埋経に用いられた12世紀の銅製経筒や陶器壺などが出土した。

経塚の造営は、仏教の弥勒信仰に基づく営為の一つである。10世紀～12世紀末期にかけて、末法思想の流行に伴い、将来仏となるべく兜率天において菩薩道にいそむ弥勒が、龍華三会の説法を行うためにこの世に下生するときまで、経典を確実に保存しようと各地で経塚が造営された。そのような時代背景に基づき、奥州藤原氏も金鶏山の頂上に経塚を営んだ。

金鶏山は、毛越寺及び観自在王院の北に位置するほか、居館である柳之御所遺跡から無量光院の園池・阿弥陀堂を経て西の方向に位置する。したがって、現世における仏国土(浄土)の表現を目的とする寺院をはじめ、住居・政務の場としての居館を造営するに当たり、金鶏山との位置関係が重要な意味を持ったことが知られる。

法的保護、修理・整備の経緯

2005年に、文化財保護法の下に史跡に指定された。これまで、特に計画に基づく修理・整備を実施してはいない。

(6) 柳之御所遺跡

説明

柳之御所遺跡は、奥州藤原氏の住居・政務の場であった居館の考古学的遺跡であり、『吾妻鏡』に記す「平泉館」の跡と推定されている。居館は、11世紀末期～12世紀初頭に造営が開始され、12世紀末期に奥州藤原氏が滅亡するとともに焼失した。それは、為政者としての奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指し、平泉の造営を進める上での重要な起点となったのみならず、初代清衡が造営した中尊寺金色堂、秀衡が造営した無量光院など、仏国土(浄土)を空間的に表現する建築・庭園とも空間上の緊密な位置関係を持っていた。

柳之御所遺跡は、平泉中心部の東側を流れる北上川と西側の猫間が淵の低地に挟まれた標高22～30mの段丘の縁辺部に立地する。北西から南東の方向に細長い区画を成し、最大長約750m、最大幅約220m、総面積約11万㎡である。これまでに実施された計70回に及ぶ発掘調査により、奥州藤原氏四代の居館に関する豊富な情報が明らかとなった。

遺跡は、堀で囲まれた遺跡全体の約3分の2に相当する東南の区域と、堀の外側に展開する北西の区域に分かれる。

堀で囲まれた東南の区域では、道路状遺構・塀跡・掘立柱建物跡・竪穴建物跡・園池跡・井戸跡などの遺構が発見された。堀跡は幅約10m、深さ約2.5mで、全長が約500mにも及ぶ。東と南の堀では、道路状遺構に連続する橋脚跡が確認された。堀で囲まれた区域の内部には塀で囲まれた区画があり、区画内の北半部には建物群が、南半部には園池が、それぞれ設けられていた。建物は掘立柱構造で、寺院で発見されている建物跡が礎石建の構造であるのと対照的である。園池の北側の区域には比較的規模の大きな建物が密に分布し、区画の中でも中心的な部分を成す。四面に庇を伴う大型建物の周辺には中小規模の建物が分布し、整然とした規格性が見られる。また、総柱で構成される建物は高床倉庫と推定され、平泉館の焼亡時に倉のみが焼け残り、その内部に犀角、象牙の笛、水牛角、紺瑠璃の笏などの舶載品が唐木製の厨子に納めら

れていたと記す『吾妻鏡』の記述との関連性がうかがえる。

堀に囲まれた区域の外側に当たる北西の区域では、西の中尊寺金色堂の方向に向かって伸びる幅約7mの道路の跡が発見されており、「金色堂の正面方向に居館がある」とする『吾妻鏡』の記述とも合致する。道路を挟んだ両側の地域には、方形の区画が並んで展開していることが確認されており、堀に囲まれた区域とも密接に関連する一族の屋敷地跡と推定されている。

出土遺物の大半は12世紀のもので、その中には火舎・花瓶・輪宝などの密教儀礼に関わる仏具、小型の木製宝塔などの仏教関係の遺物を含む。その他、儀式などの宴会に用いられた10トン以上にも及ぶ膨大な量のかわらけが出土しており、京都の貴族との間に展開した文化交流の痕跡を示している。中国産の白磁四耳壺及び青白磁の陶磁器類、建築部材などの様々な木製品、産金の様相を伝える溶解した金の付着礫、内面に金が付着した片口鉢の破片なども出土している。これらの多彩な遺物は、柳之御所遺跡が平泉の政治・行政上の中核的機能を担い、交易・交流の結節点としての役割を持っていたことを示している。

法的保護、修理・整備の経緯

1988～1993年に、国道4号平泉バイパス及び北上川一関遊水地の造成計画に伴う事前の発掘調査が行われた。その調査成果に基づき保存運動が起こり、1993年には20万人もの署名の下に柳之御所遺跡は保存されることとなった。

1997年に、文化財保護法の下に史跡に指定された。

1998年には、文化庁の指導の下に、岩手県教育委員会が歴史学・考古学・造園学の専門家から成る「柳之御所遺跡調査研究指導委員会」（後に建築史学・都市工学の専門家を加え、2003年以降は「平泉遺跡群調査整備指導委員会」と改称）による専門的な見地からの検討を踏まえて、復元整備を目的とする発掘調査が継続的に行われてきた。

2004年には緩衝地帯をも視野にいれた「柳之御所遺跡整備実施計画」が策定され、その後、史跡とその周辺の整備事業が継続的に実施されている。

なお、国道4号平泉バイパス及び北上川一関遊水地の造成事業については、住民の生活環境のみならず遺跡をも含め、平泉の地域を河川の洪水被害から保護することを目的として実施された事業であった。推薦資産の全体が持つ今日的意義を次の世代へと確実に伝達する重要な役割を担うとの観点から、事業の推進と遺跡の保存を対立させるのではなく、両立を目指して最大限の調整を図ることとされた。特に、柳之御所遺跡の保存の観点からは当初の計画を変更し、柳之御所遺跡の区域から堤防及び道路の建設予定地を除外することとされた。さらに、堤防及び道路が史跡柳之御所遺跡の指定地に隣接せざるを得ない区間においては、それらの施設が史跡に与える負の影響の可能性に十分配慮し、堤防及び道路の高さ・構造等について綿密な調整が行われた。

b) 歴史と発展

1. 資産形成の歴史的背景

(1) 8～9世紀

8世紀から9世紀にかけての時代は、中国の唐の政治制度である律令制とその文化を模範として、中央集権国家が確立した時代である。この頃、日本の北方領域であった陸奥国とそのさらに北側（北奥）の地域は、「蝦夷」と呼ばれる人々が住み、中央政府の直接支配の及ばない辺境の

地とされていた。しかし、奈良から京都に都が遷された頃から蝦夷征討が開始され、802年に拠点となる胆沢城¹が造営されたことにより、衣川以北における中央政府の版図は拡大した。こうして、辺境の地においても、胆沢城の造営を契機として北上川の流域を中心に寺院が造営され、仏教が普及していった。

(2) 10～11世紀後半

10世紀から11世紀後半は、律令国家体制から王朝国家体制への転換期に当たる。11世紀の奥州地方では、安倍氏・清原氏の2大豪族が台頭し、衣川以北の地に勢力を拡大した。

しかし、1051～1062年に起こった前九年合戦では奥六郡を基盤とする安倍氏が、1083～1087年に起こった後三年合戦では奥六郡の西に当たる山北三郡を基盤としていた清原氏が、それぞれ中央政権から陸奥守²として派遣された源氏によって滅ぼされた。

その後、安倍氏と清原氏の系譜を継ぐ藤原清衡が、陸奥国³及び出羽国⁴の押領使⁵として奥六郡及び山北三郡を手中に治めた。これを出発点として、それ以後の歴代の奥州藤原氏が押領使・鎮守府将軍⁶・陸奥守に就任することとなり、平安京の中央政権と一定の距離を保ちつつ、奥州における政治・行政上の拠点が形成されることとなった。

平面図(10～11世紀における安部氏(奥六郡)と清原氏(山北三郡)の支配領域を示した平面図。胆沢城等の位置をも図示したもの。)

(3) 11世紀末期～12世紀

11世紀末期から12世紀にかけての時期は、釈迦の入滅後、一定の時間が経過して仏法が衰えるとされた「末法思想」の隆盛期に当たる。末法の世の初年であるとされた1052年には、天皇との外戚関係の下に最高権力を誇った関白藤原頼通が、平安京の南方に当たる宇治の地に、西方極楽浄土の姿を表現して平等院阿弥陀堂とその園池を造営した。

一方、11世紀後半の陸奥国では、戦乱が繰り返し続いていた。そのような戦乱を生き抜いた経験が、藤原清衡をして法華経などの仏教的理念に基づく国づくりに邁進させ、結果的に藤原氏四代は現世の仏国土(浄土)の実現を目指して独特の政治・行政上の拠点を生み出した。

〔清衡の時代:～1128〕 11世紀末期～12世紀初頭にかけての時期に、清衡(後の奥州藤原氏初代)は豊田館を出て、南方の平泉に館を移した。当時の平泉は、奥六郡の南の境界線である衣川を超えて、さらに南の地点に位置していた。東稲山をはじめ東方に展開する北上山地と、西方に展開する奥羽山脈との間に挟まれた狭隘な盆地に当たり、日本の北方領域における主要道が北上川と近接して南北に貫く交通の要衝を成していた。東を北上川、北を衣川、南を太田川に挟まれた河岸段丘には、猫間が淵と鈴沢の池から成る細長い2本の低湿地が入り組み、随所に湧水が点在する独特の水辺の地形を形成していた。

豊田館から平泉へと移った清衡は、衣川の渡河点として要衝の地を成した関山に中尊寺を造

¹ 胆沢城; 802年に「蝦夷」の反乱を鎮圧した坂上田村麻呂が造営した拠点。図一●を参照のこと。

² 陸奥守; 陸奥国の行政・司法等の国務の全体を統括する長官の職。

³ 陸奥国; 11～12世紀の奥州地方に存在した国のひとつで、行政単位である奥六郡を含む。図一●を参照のこと。

⁴ 出羽国; 11～12世紀の奥州地方に存在した国のひとつで、行政単位である山北三郡を含む。図一●を参照のこと。

⁵ 押領使; 中央政権に対する反体制武装勢力の追捕のために、諸国に設置された職又は機関。

⁶ 鎮守府将軍; 蝦夷を鎮めるために奥州地方に設置された役所の長官の職。

営した。古文書によると、1105年に多宝寺を建立したことが知られ、各建造物に残る棟木銘又は棟札によると、1122年に中尊寺経蔵、1124年に中尊寺金色堂をそれぞれ建立したことが判明している。また、中尊寺の伝承によると、1107年に大長寿院(二階大堂)を建立したとされている。清衡は、1126年に現在の大池伽藍跡に比定されている「鎮護国家大伽藍一区」の伽藍主要部の落慶供養を行ったが(『供養願文』)、2年後の1128年に死去し、その遺体は中尊寺金色堂に安置された。

中尊寺の造営には、政治・文化の側面のみならず地理的な側面においても、平泉が奥州の中心であることを決定づける意義があった。それ以後、基衡・秀衡・泰衡を含め、奥州藤原氏は、約100年間にわたり奥州の産金をもとに蓄積した莫大な富を背景として、日本の北方世界における政治・行政上の拠点としての平泉を発展的に形成していった。

【基衡の時代:~1157年頃】 二代基衡は、毛越寺を造営した。丘陵上に位置する中尊寺とは異なり、円隆寺とその前面の庭園などから成る毛越寺は平地に造営された伽藍であった。背後に控える塔山との緊密な関係の下に、仏堂・庭園が一体となって、主に薬師如来の仏国土(浄土)が表現された。基衡は1157年頃に死去し、その遺体は中尊寺金色堂に安置された。

基衡の死後、その妻は毛越寺の東隣に観自在王院を建立した。発掘調査により、「舞鶴が池」と呼ぶ庭園の園池跡と、その北岸部において大阿弥陀堂・小阿弥陀堂の地下遺構が発見された。

発掘調査の成果によると、基衡の時期には、毛越寺から観自在王院を中心とする区域を対象として、政治・行政上の拠点として計画的に整備されたことが明らかとなっている。観自在王院に南面して東西大路などの幹線道路が整備されるとともに、その付近には牛車を格納する車宿や倉庫である高屋群などが設けられていたことも判明した。

【秀衡の時代:~1187】 三代秀衡の時期には、北上川に近い平泉の東域に当たる区域に、政治・行政上の拠点の中核施設として、居住・政務の場である「平泉館」(居館)が存在した。その遺跡は、北上川沿いに柳之御所遺跡として遺存する。その東に接して、西方極楽浄土を表現した寺院である無量光院が造営された。こうして、政治・宗教・生活が一体化した空間が形成された。

「平泉館」(柳之御所遺跡)は、奥州藤原氏の先祖に対する強烈な崇拜精神に基づき、清衡・基衡の遺体(ミイラ)を納めた中尊寺金色堂の正面方向に位置していた。柳之御所遺跡の最盛期に当たる12世紀後半には、柳之御所遺跡が北上川に面する部分に湊が開かれ、舟運による物資の運搬が行われていたことが想定されている。

柳之御所の西に建立された無量光院は、さらにその西方に位置する金鶏山を背景として、極楽浄土の姿を表現するために造営された。それは、宇治平等院の伽藍配置と空間構成を発展・継承したものであった。

このように、政治・行政上の拠点の中核施設として、居住・政務の場であった居館、西方極楽浄土を表現した寺院が東西に並んで位置し、浄土思想の中でも特に阿弥陀浄土信仰に基づく空間構成が採用された。

1170年に鎮守府将軍に任じられ、1181年には陸奥守を拝命して全盛を極めた三代秀衡は、1187年に死去し、その遺体は中尊寺金色堂に安置された。

【藤原氏の滅亡:1189】鎌倉幕府を開いた源頼朝の弟である源義経¹は兄の追討を逃れ、11

¹ 源義経; 1159-1189。平泉を滅ぼし、鎌倉幕府を開幕した源頼朝の弟。父親が戦乱で敗死したため、

87年に平泉の藤原秀衡の下に身を寄せた。しかし、1189年、頼朝の力を恐れた四代泰衡に襲われ、自害した。その後、鎌倉の源頼朝は奥州に攻め入って奥州藤原氏を滅ぼし、平泉館は焼亡した。この文治五年奥州合戦(1189年)を以て、平泉は日本の北方領域における政治・行政上の拠点としての機能を終えた。往時の平泉の様相を今日に伝える貴重な文献史料「寺塔已下注文」(『吾妻鏡』に収載。)は、源頼朝が平泉を攻略した直後に中尊寺・毛越寺の僧によって注進されたものである。

(4) 13世紀

1192～1334年までの時代は、武士が政権を掌握し、鎌倉に幕府(武士による本格的な政権)が置かれた時代である。奥州藤原氏が滅亡したことにより、平泉の寺院は鎌倉幕府の保護・統制を受けることとなった。

1226年には、毛越寺(円隆寺)が焼失した。また、1337年には中尊寺の諸堂が焼失したが、金色堂と経蔵の一部は災禍を免れた。このように、12世紀に隆盛を誇った平泉の寺院も次第にその姿を変えたが、残された建築物については覆堂を建造するなど手厚く保護された。

奥州藤原氏が滅亡した年の100年後に当たる1288年には、鎌倉幕府が奥州藤原氏に対する供養の意味も込めて、中尊寺金色堂の覆堂を建造した。現存する覆堂は、その後、15世紀頃に本格的な覆堂として再建されたものである。

さらに、1304年には、中尊寺経蔵の修理が行われた。

(5) 14世紀～16世紀

14世紀～16世紀にかけての時代は、南北朝¹の内乱期を経て、京都に室町幕府が開かれた時代である。この時期における平泉の諸寺では、この地域の有力な封建領主による庇護を頼みとする一方、多くの参拝者が霊場としての平泉を訪れたことにより、寺院の維持が図られていた。今日に伝えられる巡礼札や「平泉諸寺参詣曼荼羅」などは、中尊寺・毛越寺を中心とする平泉の諸寺が参詣の霊場であったことを示している。

1573年には、この地域の封建領主の間で争乱が起き、毛越寺南大門及び観自在王院の堂宇が焼失した。

また、平泉に深く関わった人物である源義経は、15世紀頃に書かれた文学作品である『義経記』をはじめ、多くの文芸・芸能・芸術、伝承などの題材として取り上げられた。

平泉諸寺参詣曼荼羅

(6) 17世紀～19世紀前半

1603年に江戸幕府が開かれ、諸大名は藩ごとに領内の支配を行うようになった。平泉は仙台藩の庇護下に入り、1618年に仙台藩主伊達政宗が平泉を巡検して諸寺の寺領を安堵した。1689年に、仙台藩は遺跡保存のために寺院の仏堂の礎石や庭園の庭石を持ち出すことを禁止し、遺跡の周囲に杉並木を植栽した。中尊寺の参道である月見坂が整備されたのもこの頃であった。

京都の鞍馬寺に預けられ、後に藤原秀衡を頼り保護された。兄頼朝との関係が悪化したのに伴い、再び奥州に逃れたが、1189年の平泉滅亡とともに敗死した。武運に長じるも、悲劇の武将として数々の伝承を生み、後代の文学・演劇の題材とされた。

¹ 南北朝；14世紀前半から末期にかけて、後醍醐天皇の系譜の南朝と室町幕府が擁立した天皇から成る北朝との対立が継続した時代。

17世紀前半から19世紀の半ばにかけては、多くの文人墨客が平泉を訪れた。

1689年には俳人松尾芭蕉が平泉を訪れ、その盛衰を「三代の栄耀一睡の中にして、…」と感慨を記した。また、彼の俳句集『おくのほそ道』に収載する「夏草や 兵どもが 夢の跡」、「五月雨の 降りのこしてや 光堂(中尊寺金色堂)」などの俳句には、多くの建築物が失われ廃墟と化した遺跡の状況をはじめ、唯一の建築物としてかつての平泉を彷彿とさせる金色堂など、現在にも連なる平泉の様相が描写されている。

1786年には、旅行家の菅江真澄が東北地方の各地を巡遊する途上で平泉を訪れており、「かすむ駒形」(『真澄遊覧記』)と題する紀行文を記した。

このような後代の文人墨客による文化的活動も、平泉の旧跡を今日に伝える上で大きな役割を果たした。

(7) 19世紀後半以降

1868年の明治維新により、日本は近代国家への道を歩みはじめた。1869年には幕藩権力が天皇に返還され、平泉に対する仙台藩の支配はなくなった。さらに、1876年には明治天皇の各地巡幸の際に中尊寺・毛越寺の巡覧があり、これを契機として岩手県は1877年に「宝物保存規則書」を作成し、中尊寺・毛越寺の保存事業に着手した。

一方、1897年には「古社寺保存法」が制定され、1929年に「国宝保存法」に改められた後は、社寺の建造物や宝物のみならず、国・地方公共団体・個人の所有する文化財へと保護の対象が拡大された。さらに1919年には「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定され、社寺境内の名所旧跡のみならず、その他の史蹟・名勝・天然記念物についても広く保護の対象とすることとされた。中尊寺金色堂・毛越寺・無量光院跡については、それらの歴史的・文化的な重要性に鑑み、史蹟名勝天然記念物保存法の制定当初から国家的な保護の対象とされた。

一方、長い伝統をもつ宗教的な儀式・祭礼は、多くの人々の信仰心や努力によって受け継がれ、**廃仏毀釈**¹などにより存続が危ぶまれた一時期を乗り越えて、今日まで確実に伝えられてきた。

1945年の第二次世界大戦敗戦以後は、日本が民主主義的国家として発展した時代である。1950年には、「国宝保存法」及び「史蹟名勝天然記念物保存法」を統合して、新たに「文化財保護法」が制定された。それ以来、構成資産はすべて国の文化財として指定され、今日まで保護されてきた。

このような法的な保護措置に加え、資産を構成する寺院では活発な宗教活動や伝統的な祭礼なども盛大に行われており、平泉は今日なお多くの参拝者や観光客を惹きつけている。

2. 資産の形態・性質から見た歴史

推薦資産の独特の形態・性質は、以下に示すとおり、2つの側面に基づく歴史的な過程を経て形成された。

(1) 政治・行政上の拠点としての歴史

ア. 都城の造営—城壁・牆壁を持たない政治・行政上の拠点の系譜—

¹ 廃仏毀釈；1868年の明治維新により、政府の神仏分離・神道国教化政策に伴って起こった仏教の抑圧・排斥運動。

6世紀に中国・朝鮮半島から仏教が伝来するのに伴い、造寺・造仏に関する高度な技術のみならず、律令に基づく政治・行政上の機構や制度などがもたらされた。それらの中心となる政治・行政上の拠点を造営するに当たっては、中国と同様の方格地割に基づく条坊制を規範としつつも、日本に独特の気象・植生などの自然環境や造営対象地の地形をも十分に考慮して、全体を囲繞する城壁や各条坊を区画するための牆壁が存在しない日本に独特の都城造営の手法が採用された。

平面図(中国長安の都城・条坊図)

日本における統一国家の誕生の起源となった6～7世紀の飛鳥地方¹においては、天皇の宮殿、寺院及び関連施設群が山や丘陵に囲まれた盆地の随所に配置され、周囲を取り巻く山・丘陵・河川なども渾然一体を成す政治・行政上の拠点が形成された。

平面図(飛鳥古京の地形と京城との関係／宮殿・寺院群の配置を示した平面図)

写真(現在の飛鳥地方の遺跡の写真)

7世紀末期に日本で最初の都城として造営された藤原京(694－709)は、整然とした方格地割に基づいて計画・設計されたが、盆地内に自然の独立丘として点在する大和三山(畝傍山・耳成山・香具山)の位置をも十分考慮し、外周に城壁を伴わない日本に固有の形態・構造を持っていた。

平面図(藤原京の地形と京城との関係／宮殿・寺院群の配置を示した平面図)

さらに発展した形態・構造を持つ8世紀の平城京(710－784)においても、南端に位置する羅城門の両脇に短い羅城を形式的に備えるのみで、都城全体の外周には城壁を完備していなかった。

平面図(平城京の地形と京城との関係／宮殿・寺院群の配置を示した平面図)

このように、6～8世紀に、仏教をはじめ外来の宗教・思想とともに日本にもたらされた政治・行政上の機構・制度は、気象・植生・地形などの日本に固有の自然の立地条件とも調和しつつ、中国・朝鮮半島とは異なる形態・性質の都城—政治・行政上の拠点—を生み出した。

イ. 都城の拡大

8世紀末期に造営が開始された平安京(794-)も、外周を囲む城壁及び条坊を区画する牆壁を持たないという点において、基本的に前世紀の平城京と同様の形態・構造を持っていた。しかし、次第に律令制が変質するのに伴って、都城の構造は大きく変容を遂げた。

末法の世が近づくのに従い、浄土思想の中でも特に極楽浄土信仰が興隆すると、平安京内において仏堂の建立が禁じられていたことも影響して、平安京郊外の別荘又は御所に付属して伽藍の造営が進んだ。

まず、上流貴族である藤原頼通(992－1074)が宇治に造営した別荘を後に阿弥陀浄土信仰に基づく寺院へと改めた。これに後続して、白河上皇(1053－1129)をはじめとする皇室も、風光明媚な地形と豊かな水の環境を備えた白河や鳥羽の地に、住宅及び政治・行政の施設である「御所」のみならず、国家の鎮護や自らの極楽往生などを願って、仏国土(浄土)を象った多くの「仏堂」・「庭園」を含む伽藍を造営した。このような平安京の郊外に形成された「御所」・「仏堂」・「庭園」から成る一群の施設は、豊かな自然環境から成る平安京域外において、上皇が政務を実行するための新たな政治・行政上の拠点の形態として確立した。

¹ 飛鳥地方；奈良盆地の南端に当たり、6世紀末期から7世紀末期までの間に多くの天皇の宮都が造営された地域。

平面図(平安京の地形と京城、鳥羽・白河との関係を示した平面図)

ウ. 平泉の造営

10～11世紀の中央政府の弱体化とともに伸長した地方の勢力の中でも、12世紀日本の本州北部の政治的境界領域において成長を遂げた奥州藤原氏は、政治・行政上の拠点である平泉を生み出した。平泉には、平安京域外の白川や鳥羽において確立した新たな政治・行政上の拠点の形態が導入された。それは、6～7世紀以来の日本の古代都城と同様に外周を囲む城壁を持たず、東を東稲山及び北上川、西をなだらかに連続する丘陵、北を衣川、南を太田川に臨む風光明媚で水の豊かな自然の地形・環境とも融合しつつ、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された。

現時点において、白河や鳥羽における政治・行政上の拠点としての資産は地上に全くその痕跡をとどめず、記録・資料などによってのみかつての姿をうかがい知ることができるものに対し、平泉には、地上に現存するもののみならず、地下に遺存するものも含め、政治・行政上の拠点の中核を成す居館(柳之御所遺跡)及び寺院(中尊寺・毛越寺)、仏堂・庭園(中尊寺金色堂・毛越寺庭園・中尊寺大池伽藍跡・観自在王院跡・無量光院跡)の一群の構成資産が良好な状態の下に残された。

平面図(平泉の地形及び寺院・居館の位置図)

(2) 仏国土(浄土)を表現する一群の建築・庭園の歴史

平泉が造営される過程で重要な意義を持ったのは、日本古来の自然崇拜思想とも融合しつつ、法華経、密教、浄土教など多様な要素を包括・統合し、独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教であり、その中でも特に末法の世が近づくとともに興隆した極楽浄土信仰を中心とする日本の浄土思想である。それは、以下のような歴史的過程を経て、仏国土(浄土)を空間的に表現した平泉の建築・庭園群などの意匠・形態へと直接的に反映した。

ア. 仏教及び浄土思想の日本的発展・進化

a. インドに発生した大乘仏教と浄土思想

紀元前後のインドにおいては、興隆してきたヒンドゥー教に触発されて、在家信者の救済を重視する民衆宗教として的大乗仏教の運動が展開した。

大乘仏教においては、「仏」はゴータマ・シッダルタ 唯一人を指すのではなく、過去・現在・未来の三世にわたり、全ての方角に存在するものとされた(三世十方の諸仏)。さらに、十方世界に存在する釈尊以外の諸仏は、仏道の間として自らが出現すべき固有の国土を清浄化し、弥勒菩薩の兜率天浄土を含め、阿弥陀如来の西方極楽浄土、阿閼仏の東方妙喜世界、薬師如来の東方浄瑠璃浄土など、多様な「浄土」を居所とすることが想定された。このような大乘仏教の興隆に伴い、諸仏が衆生救済に努める各々の「浄土」に往生したいという思想が形成された。

b. 中国・朝鮮半島における浄土思想

サンスクリット語による大乘経典の原典には「浄土」に当たる用語は存在しなかったが、中国において「無量寿経」や「阿弥陀経」の漢訳に際して、原典の「仏国土を清浄化する」という考え方が「浄土」と表現されるようになった。

ガンダーラをはじめアジアの西域の地方においては、釈迦の後継者とされた弥勒菩薩の兜率天浄土への信仰が始まり、中国にも伝播・普及した。まもなく、阿弥陀如来に対する信仰も

高まりを見せ、その居所である「極楽」と「浄土」とが結び付くことにより、「極楽浄土」という成語が誕生した。

さらに、中央アジアで編纂された「観無量寿経」が中国に伝わり、道綽(560-645)や善導(613-681)がその理論書及び注釈書を作成する過程で「浄土」を観想する行業が奨励されるようになった。こうして、仏陀の入滅後、一定の時間が経過すると仏法が衰えるとする末法の時代から救済されるための方法として、極楽浄土への往生を願う浄土信仰が進んだ。

写真(敦煌莫高窟壁画)

中国において進化した浄土思想は、4世紀後半～5世紀頃に仏教全般とともに朝鮮半島にもたらされた。高句麗・百済・新羅の3国は積極的に仏教を受容し、7世紀に新羅が、10世紀から14世紀にかけて高麗が、それぞれ半島を統一すると、浄土思想を含め、仏教はさらなる進展を遂げた。しかし、その後の朝鮮王朝は儒教の朱子学を国教とし、廃仏運動を行ったため、朝鮮半島の仏教は衰退していった。

c. 日本で進化した浄土思想

6世紀に中国・朝鮮半島から日本に伝来した仏教は、同時に伝来した道教・神仙思想・陰陽五行説などとともに、自然崇拝を主軸とする日本古来の神祇信仰とも融合していった。特に日本古来の自然崇拝思想においては、自然の山・川・巨岩・湧泉・巨木などが神(精霊)の「依代」であるとされ、死後に霊が向かう「天」に最も近い山中は他界(死後世界)であると見なされた。外来の宗教である仏教は、このような日本固有の自然観とも融合し、独特の日本的な仏教へと展開を遂げた。

仏教の一思想として伝来した浄土思想に基づき、7～8世紀に浄土経典の注釈書や浄土の光景を画像化した曼荼羅(當麻曼荼羅)などが作成された。この時期の日本の浄土思想のうち、特に阿弥陀浄土信仰は死者追福とその極楽浄土往生を祈願するものであり、末法の到来期における自己救済的な性質を持つものではなかった。

写真(當麻曼荼羅)

9世紀には、比叡山延暦寺の僧であった円仁(794-864)が中国五台山から阿弥陀如来の唱名・念仏を伝え、常行三昧の行法が重視されるようになった。常行三昧は、阿弥陀如来を安置した方3間又は方5間の常行堂と呼ぶ小規模な仏堂内において、阿弥陀如来の名号を唱えながら四周を行道し、その相好を内面的に観想する行法であり、各地に常行堂建築が普及した。

写真(常行堂の他の事例)

さらに、10世紀末期には、源信(942-1017)が『往生要集』において地獄の惨状と極楽浄土の莊嚴とを詳細に対比して描写し、極楽浄土へ往生するためには、観想念仏と臨終行儀が重要であることを説いた。浄土の内面的観想を助けるために、死後に往生すべき浄土の光景や臨終時の来迎の光景を描いた多数の画像が作成され、浄土を視覚的に観想することが自己の極楽浄土への往生を実現する上で最重視されるようになった。それらの画像には、阿弥陀如来の極楽浄土が日常生活の場に近接する山や丘陵の西方彼方に想定されることや、極楽浄土の「宝池」に繋がる大海・河川等が彼我世界の結界であることなどが示された。

極楽浄土への往生信仰が深まる一方で、法華経や密教の隆盛に伴い、大日如来や薬師如来への信仰の下に現世における救済を求める考え方も深まっていった。12世紀の日本では、現世がそのまま究極の悟りの世界であると捉えられ、必ずしも来世の浄土に往生するのではなく、現世に仏の悟りの世界である仏国土(浄土)を実現できるという思想が展開した。

山越阿弥陀図(禅林寺蔵・金戒光明寺蔵)

阿弥陀二十五菩薩来迎図(小童寺蔵・知恩院蔵)

地獄極楽図(金戒光明寺蔵)

イ. 仏国土(浄土)を表現した芸術作品としての顕著な仏堂の形式

a. 鎮護国家を目的とする寺院の伽藍配置の類型とその発展

中国から朝鮮半島を通じて仏教が日本へと伝来するのに伴って、鎮護国家を目的とする造寺の理念、意匠・技術がもたらされ、釈尊の舍利を納めた塔及び本尊となる仏像を安置した金堂を回廊が取り囲む様々な寺院伽藍の様式が発展した。

6世紀末期に有力豪族の蘇我氏が飛鳥地方に造営した飛鳥寺(仏興寺)では、塔を中心として、その北・東・西の三方に各々塔に面して金堂が建ち、その外側を南面にのみ門が開く回廊が巡る求心的な平面形の伽藍配置が誕生した。これと同様又は類似の配置形式を持つ寺院には、6世紀の新羅の皇龍寺跡(韓国・慶州)や高句麗の清岩里廃寺跡(北朝鮮)などがあり、朝鮮半島からもたらされた意匠・技術の影響は明白である。

飛鳥寺の伽藍配置に加えて、6世紀末期に聖徳太子が造営した四天王寺(大阪)や7世紀後半の再建とされる法隆寺(1993年に世界遺産一覧表に記載)などにおいて、朝鮮半島の寺院の影響を受けた別の伽藍配置も生まれた¹⁾。

さらに8世紀の平城京(奈良)においては、回廊が正形状に巡る敷地の中心に金堂、西南及び東南の隅部に2塔が建つ薬師寺の伽藍配置をはじめ、金堂の東西両側から発した回廊が金堂前面の庭部を取り囲み、南面して門が開く興福寺の伽藍配置などが登場した。さらに、東大寺においては、金堂及び回廊・門から成る中心伽藍の外側に東西両塔が別の回廊に囲まれて独立する伽藍配置が生まれた。

このような伽藍配置の変遷は、伽藍内における塔と金堂の位置付けの変化及び回廊により囲まれた空間の性質・機能の変化などに伴って進んだものと考えられている。

11世紀後半に白河天皇(1053-1129)が造営した法勝寺では、興福寺や東大寺の伽藍配置から南門とその両脇の南面回廊を取り払い、金堂前面の庭部が広大な園池に臨む伽藍配置が成立した。この伽藍配置の形式が平泉へももたらされ、薬師如来を本尊とする仏国土(浄土)を表現した毛越寺の伽藍配置へと継承された。

このように、平泉の毛越寺の伽藍配置は、6世紀の仏教伝来に伴って朝鮮半島からもたらされた寺院の伽藍配置に関する発展系譜上に位置付けられるものであり、東アジアの造寺に関わる理念の交流の所産であることを示している。

皇龍寺・清岩里廃寺跡・定林寺跡伽藍配置模式図

飛鳥寺・四天王寺・法隆寺・薬師寺・興福寺・東大寺・法勝寺・毛越寺伽藍配置模式図

b. 阿弥陀堂の類型とその発展

阿弥陀堂は阿弥陀如来を安置した仏堂であり、大きく(i)常行三昧堂を原形として方3間又は方5間の正方形の平面を持つもの、(ii)9体の仏像を横一列に安置するために長方形の平面を持つもの、(iii)阿弥陀如来を安置した中央の仏堂の左右に翼廊を設けるもの、などに

¹⁾ 飛鳥寺・四天王寺・法隆寺；飛鳥寺については本尊の釈迦如来座像のみ現存し、伽藍については地下遺構として残存している。四天王寺については1944年に焼失し、現在は同規模・同様式の鉄筋コンクリート造による伽藍が再建されている。また、法隆寺については、聖徳太子の造営によると見られる当初の伽藍が地下遺構として残存し、7世紀後半の再建とされる伽藍建築が完存する。

大別できる。

(i)の形式は、中国五台山に学んだ円仁が比叡山延暦寺¹に導入して以来、念仏を唱えながら阿弥陀如来の相好を観想し、安置された阿弥陀如来像の周囲を行道する常行三昧の修法を行うための仏堂として各地に普及し、平泉の毛越寺においても建造された。

中尊寺金色堂は(i)の形式に属するが、阿弥陀如来像を安置する仏堂であるとともに、奥州藤原氏の遺体を納めた霊廟としての性質を持つ独特の仏堂である。

観自在王院跡の大阿弥陀堂跡は一辺14.8mの正方形を成し、(i)の形式に属する阿弥陀堂であるが、小阿弥陀堂跡は東西17m、南北7.3mの長方形を成し、(ii)の九体阿弥陀堂の形式と類似する。

無量光院跡に残された阿弥陀堂の伽藍配置は、明らかに(iii)の形式に属する。しかし、無量光院の阿弥陀堂は平等院阿弥陀堂に倣って建造されたものではあるが、居館(柳之御所遺跡)、彼我を区分する沼沢地(猫間ヶ淵)、西方極楽浄土を建築空間として表現した仏堂、西方極楽浄土の「宝池」を象徴的に表現した浄土庭園、西方極楽浄土の方位を象徴的に表す背後の独立丘・山城(金鷄山)などの諸要素が東西に並び、平等院以上に現世と極楽浄土との位置関係を意識した伽藍配置及び空間構造が見られる。

このように、平泉の阿弥陀堂は、(i)～(iii)の形式及びその類似例を含むなど多様であり、特に仏堂・浄土庭園などの主要伽藍域のみならず、居館や背後の山なども含め、多様な要素に基づき西方極楽浄土を空間的に表現した無量光院の事例を含む点で特質がある。

ウ. 仏国土(浄土)を表現した芸術作品としての顕著な庭園の形式

a. 自然崇拜思想に基づく祭儀場の意匠・技術と大陸伝来の造園思想との混濁

古来、日本人は、峻巖なる山や切り立った岩塊、円錐形状のなだらかな小独立丘、生命力溢れる巨木、流れ落ちる瀑布、湧き上がる泉などに神(精霊)が降臨すると考え、それらに臨んで神々への祭祀の場を創造してきた。これまでの考古学的調査の成果によると、湧水や流れなどの水辺に臨む祭祀の場には、小さな石を敷き、立石を施して聖域を成す結界が表示されるなど、仏教が伝来する以前に後代の日本庭園に見られる意匠・技術が既に存在したことが明らかとなっている。

写真(春日大社一の鳥居と御蓋山[古都奈良の文化財])

写真(那智大滝[紀伊山地の霊場と参詣道])

写真(城之越遺跡の祭祀遺跡)

7世紀の飛鳥地方の宮殿遺跡の儀式の場や宮殿外の禁苑の遺跡などにおいて発見された複数の庭園遺構は、直線又は曲線の石積みの護岸を伴う様々な形態の園池を人工的に創造する思想が、6世紀に仏教とともに中国・朝鮮半島から伝播したことを示唆している。

写真(飛鳥石神遺跡の方形池)

それらの起源となった事例として、遠くは釈迦の生誕地として有名なルンビニー(ネパール)の方形の沐浴池の事例や莫高窟(中国)の壁面に描く極楽浄土の「宝池」(矩形の基壇により区画された方形池)の図像があるほか、近くは朝鮮慶州の雁鴨池及び時代はやや下るが仏国寺の九品蓮池(韓国)等に見る曲線状の石積み護岸から成る園池の事例がある(本推薦書 ●ページ 及び付属資料●を参照されたい)。

¹ 延暦寺；最澄が785年に開いた天台宗総本山。1994年に「古都京都の文化財」の構成資産のひとつとして世界遺産一覧表に記載された。

そのような中国・朝鮮半島からの外来の造園の理念、意匠・技術は、仏教が日本古来の自然崇拜思想等と融合する過程で、古来の神々に対する祭儀場に用いられた水辺の意匠・技術とも融合し、8～10世紀にかけて日本に独特の作庭の理念、意匠・技術へと発展・完成を遂げた。

写真(平城宮東院庭園[古都奈良の文化財])

b. 浄土庭園の確立

11世紀に末法の世が近づくのに伴って、平安京近郊の宇治・鳥羽・白河に造営された多くの寺院では、死後に極楽浄土への往生を願うとともに、現世においても仏国土(浄土)の表現を目指し、御所(居館)に付属する仏堂・庭園から成る新たな伽藍造営の理念・様式が確立した。そのような伽藍において、仏堂と一体となって造営された庭園を特に浄土庭園という。

浄土庭園は、阿弥陀如来の極楽浄土をはじめ、八方と天・地を含む十方世界において仏道に励む諸仏の仏国土(浄土)を、現世における理想世界(楽土)として寺院境内に空間的に表現した芸術作品である。

それは、極楽浄土の方位を象徴する背後の小独立丘、彼岸と此岸との結界を象徴する前面の河川・池沼など、周囲の自然環境とも緊密な関係を保ちつつ、本尊が安置された仏堂と一体となって、本尊の仏国土(浄土)を荘厳するために仏堂の前面に設けられた池を中心とする庭園である。

そのような浄土庭園の様式は、以下に述べるような過程を経て、11世紀～12世紀に平安京近郊に有力貴族が造営した別荘及び皇室が造営した政治・行政上の拠点などにおいて飛躍的に発展した。

宇治 まず、平安京の東南郊に当たる宇治においては、宇治川沿岸とその三方を山に囲まれた良好な風致を活かして、天皇との外戚関係を持つ最高権力者であった藤原頼通が自らの別荘として「宇治殿」を造営した。彼は、末法の世の初年とされた1052年に「宇治殿」を「平等院」という名の寺院に改め、東方を正面として左右に翼廊を伴う阿弥陀堂と、その前面に園池が展開する浄土庭園を造営した。平等院の阿弥陀堂は現存する同種の建築として最古の事例であり、1,000年にわたる古都京都の歴史を示す一群の建造物の一つとして顕著な普遍的価値が認められ、1994年に世界遺産一覧表に記載された。しかし、平等院は別荘としての良好な環境に立地してはいたが、西方極楽浄土を表現する阿弥陀堂の背後に、その方位を象徴する小独立丘など仏国土(浄土)の表現に必要な独特の地形を備えてはいなかった。

平面図(宇治の周辺地形と平等院との関係[古都京都の文化財])

写真(宇治の周辺地形と平等院との関係[古都京都の文化財])

鳥羽 「鳥羽殿」は、2つの河川(桂川・鴨川)が合流する平安京の遙か南方の水郷地帯に位置し、11世紀末期に天皇を退位した後に白河上皇(1053－1129)が造営した離宮である。御所・仏堂から成る一群の建築と自然の水辺に石組・洲浜を施した庭園が、水郷とも一体の景観を形成していた。「鳥羽殿」において、離宮の周囲の自然環境と一体となった造園の手法が発展し、仏国土(浄土)を象徴する仏堂と庭園の造営理念、意匠・技術はさらに確実なものへと進化した。

平面図(鳥羽の周辺地形と御所・御堂との関係)

白河 白河は、鴨川を挟んで平安京の東に隣接する山麓の地域に当たり、12世紀前半に白河上皇及び鳥羽天皇(1103－1156)が造営した複数の寺院及び御所から成る区域であ

る。各寺院は、国家鎮護をはじめ、天皇・上皇自らの極楽浄土への往生、現世における仏国土(浄土)の表現を目的として造営され、それらに付属して御所(居館)が設けられた。その中でも特に法勝寺は、その創建に関する記録によると、8世紀の平城京内に藤原氏が造営した興福寺の伽藍配置を基本の骨格としつつ、北に位置する金堂の両側から東西に延びる回廊が途中で南に折れ曲がり、金堂と回廊に囲まれた中庭の南に広大な水面の園池が広がる伽藍配置であったことが知られる。園池には九重大塔が建つ中島が浮かび、園池の西岸には九体阿弥陀堂が建っていた。

平面図(白河の周辺地形と御所・御堂との関係)

平面図(法勝寺復元平面図)

c. 平泉における浄土庭園の発展

以上のような日本独特の造園の理念、意匠・技術は、平泉において政治・行政上の拠点を構成する居館・寺院・庭園などの諸施設の造営が進展するのに伴って、さらなる発展を遂げた。

大池伽藍跡 中尊寺には、初代藤原清衡が1126年の『中尊寺供養願文』に「鎮護国家大伽藍一区」と記した伽藍主要部分とされ、「大池伽藍跡」と呼ばれている仏堂・園池の遺跡が存在する。この伽藍は、奥州における多くの戦で落命した全ての靈魂を敵味方の区別なく淨利(浄土)へと導くとともに、自らの浄土への往生をも祈願し、現世における仏国土(浄土)を表現するために造営されたもので、西に仏堂、東に大池を配置する大規模な浄土庭園の配置形式を持っていたことが判明している。

平面図(大池・三重池・大伽藍一区復元平面図)

毛越寺庭園 11世紀後半から12世紀初頭にかけて、白河上皇が国家の安泰と自らの現世利益を求めて建立した平安京東郊の法勝寺において、主要伽藍配置と阿弥陀堂・庭園とが融合する過程で生まれた新たな伽藍配置は、平泉の毛越寺において、背後の塔山をも含め、主として薬師如来の仏国土(浄土)を象徴的に表す仏堂・庭園の伽藍配置へと展開を遂げた。

平面図(興福寺→法勝寺→毛越寺への伽藍配置変遷)

観自在王院跡 基衡の死後、その妻が自らの住居を寺に改めたとされる観自在王院には、素掘りの遣水及び重量感のある滝石組、大きな水面と簡素な護岸意匠の池などから成る庭園が造営された。それは、寺院伽藍として出発した毛越寺の浄土庭園とは対照的に、住宅に端を発する浄土庭園の類型として貴重である。

無量光院跡 11世紀の宇治の平等院における阿弥陀堂・庭園の伽藍配置は、居館(柳之御所遺跡)から西方極楽浄土の方位を象徴する背後の小独立丘(金鷄山)に至るまで、庭園と仏堂が東西に連続して位置する無量光院跡の究極の伽藍配置へと発展した。このように、無量光院跡の庭園は、浄土庭園の最高に発展した形態を示している。

平面図(平等院→無量光院跡との伽藍配置比較)

d. 後代における同種の仏堂・庭園に与えた影響

平泉の仏堂・庭園の事例は、鎌倉の**永福寺**¹(1189~1405年、神奈川県鎌倉市)、白水の願成寺(1160年—現存、福島県いわき市)など、日本の各地に造営された後続の仏堂・庭園の見本として、立地・形態・意匠・技術の各側面に決定的な影響を与えた。

¹ 永福寺；1189年に、源頼朝が奥州征討に係る戦死者の冥福を祈願して鎌倉に建立した寺院。

『吾妻鏡』によると、源頼朝は鎌倉の永福寺を造営するに当たり、藤原基衡が建立した毛越寺をはじめとする寺院伽藍の仏堂・庭園の理念、意匠・技術を模写したことが知られる。二階堂・阿弥陀堂・薬師堂の3堂が廊によって結ばれ、その東に中央の二階堂と軸線を合わせつつ、橋を介して園池が展開する伽藍の形態・意匠には、基衡が造営した毛越寺のみならず、秀衡が造営した無量光院の仏堂・庭園の理念、意匠・技術の影響を確認することができる。なお、永福寺跡の庭園の考古学的遺跡は史跡に指定され、保護されている。

平面図(永福寺跡の地形と伽藍配置)

また、白水の願成寺阿弥陀堂とその庭園は、後世の記録に秀衡の妹で磐城則道に嫁した徳尼の造営であると伝え、12世紀の方3間宝形造の阿弥陀堂とその南面に中島と橋を擁する園池から成る伽藍配置を持つ。そこには、平泉の観自在王院跡のそれとの共通点が見られ、両者間における影響の関係が見て取れる。なお、願成寺阿弥陀堂は重要文化財に指定されるとともに、その周囲の庭園を含む区域の全域は史跡に指定され、保護されている。

平面図(白水阿彌陀堂境域の地形と伽藍配置)

さらに、1267年に北条実時(1224-1276)が鎌倉東郊の六浦金沢に持仏堂として建立した称名寺には、浄土庭園の遺構が残されており、平泉の浄土庭園の類型が上記の永福寺を通じて後代へと確実に伝達されたことを示している。

平面図(史跡称名寺境内の地形と伽藍配置)

e. 『作庭記』に記された作庭の理念、意匠・技術との照合が可能な事例

中国・朝鮮半島から仏教・道教、陰陽五行思想などとともに伝来した庭園の理念、意匠・技術は、日本古来の自然崇拜思想に基づく水辺の祭儀場における湧水や流れの意匠・技術と融合・交流する過程で、9～11世紀の貴族住宅の庭園において発展・進化し、日本庭園の理念、意匠・技術の礎が確立した。それは、世界でも最古の作庭技術書として希少性の高い『作庭記』へと結実し、後代において数々の日本庭園の傑作を生み出す源泉となった。

『作庭記』は、11世紀における特に住宅庭園の理念、意匠・技術を集大成した技術書である。その著者は、藤原頼通の子で作庭の分野に造詣が深かった橋俊綱(1028-1094)であるとされている。地形を踏まえて趣向を凝らし、自然の風景を思い浮かべつつ、各地の名所の趣きある部分を取り入れて作庭すべきであると説くのをはじめ、家屋と庭園の位置関係、池・滝・遣水の造り方、石の据え方、樹木の配置の在り方を示すなど、作庭の理念、意匠・技術について詳細かつ多岐にわたり記述している。

このような『作庭記』に見る住宅庭園の理念、意匠・技術は、仏教伽藍において浄土庭園が造営されるに当たっても重要な手本とされ、浄土変相図に描く「宝池」をはじめ、インド及び東南アジア諸国に残された沐浴池、中国及び韓国の仏教伽藍に見られる放生池など、直線及び石積の護岸から成る方形池とは全く異なる固有の浄土庭園の様式を生み出した。毛越寺庭園は、11世紀後半の『作庭記』に記された作庭理念、意匠・技術と完全に照合することが可能な直近の時代の実例として、他に類例のない貴重なものである。

3. 記載のための価値証明

a) 評価基準への適合性証明

1. 条約上の遺産種別

「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群」は、世界遺産条約第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下、『作業指針』という。)第45項に規定する「記念工作物」及び「遺跡」に該当する。

2. 評価基準への適合性証明

以下に示す理由に基づき、「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群」には、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち、(ii)、(iv)及び(vi)が適用できる。

評価基準 (ii)

建築・科学技術・記念碑・都市計画・景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの

評価基準 (ii) の適用

平泉の仏堂・浄土庭園群とそれらの考古学的遺跡、及び関連の遺跡群は、6世紀に中国・朝鮮半島から伝来し、日本古来の自然崇拝思想と融合しつつ、12世紀にかけて独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教、その中でも特に興隆した浄土思想に基づき、現世における仏国土(浄土)の空間的表現を目指して創造された顕著な事例である。

それらは、仏教とともに受容した伽藍造営の理念及び意匠・技術のみならず、同時に受容した外来の作庭思想と古来の水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術との融合を出发点として、それに後続して成立・発展を遂げた日本に独特の仏堂・浄土庭園の理念及び意匠・技術の伝播の過程を証明している。

したがって、それらは東アジア地域における建築・庭園の意匠・設計に関する人類の価値観の重要な交流を示している。

(1) 仏教・浄土思想の伝播・交流

12世紀の日本において、仏国土(浄土)を空間的に表現した仏堂・浄土庭園が、世界の他地域には見られないほど多様に生み出される原動力となったのは、6世紀に中国・朝鮮半島から伝来し、日本古来の自然崇拝思想とも融合しつつ、12世紀にかけて中国からの新たな仏教思想の移入など不断の交流の過程を経て、法華経、密教、浄土教など多様な要素を包括・統合した独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教、その中でも末法の世が近づくにつれて特に興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想であった。こうして、地球上の地域を超えて進んだ仏教・浄土思想の伝播・交流は、その最東端に当たる日本において、仏国土(浄土)を空間的に表現した建築・庭園の独創的な一群の事例を生み出した。

(2) 伽藍造営の理念及び作庭思想の交流

ア. 伽藍造営の理念の伝播と固有の伽藍造営理念の確立

中国から朝鮮半島を通じて仏教が日本へと伝来するのに伴ってもたらされた鎮護国家を目的とする伽藍造営の理念、意匠・技術は、6世紀から12世紀にかけて、日本独特の仏教の展開とともに独自の発展を遂げた。特に、日本の浄土思想に基づき形成された庭園を伴う伽藍造営の理念、意匠・技術は、中国・朝鮮半島のそれを足がかりとしつつも、日本で発展・進化を遂げた固有のものである。また、浄土思想の中でも阿弥陀如来の極楽浄土信仰の興隆に伴い、多様な阿弥陀堂建築の様式を生み出した。

イ. 作庭思想の伝播と浄土庭園の様式の確立

人間と自然との関わりにより創造された庭園の理念、意匠・技術は、6世紀に仏教・神仙思想・陰陽五行説とともに、中国及び朝鮮半島から日本へと伝来した。それは、12世紀にかけて、日本に固有の自然崇拜の信仰形態及びそれに基づく水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術、山中を他界(死後世界)と見なす自然観とも融合・発展し、末法思想が興隆した結果、世界の他地域に類例を見ない独特で多様な浄土庭園の様式を確立させた。

ウ. 日本の浄土庭園の構成要素と特質

特に日本の浄土庭園の池では、仏堂と中軸線を揃えて橋が架けられたものが多く、洲浜などの曲線の護岸により砂浜の風景や立石等の石組みにより荒磯の風景が再現された。それは、中国の敦煌莫高窟壁画の浄土変相図に描く幾何学的形態の「宝池」とは異なるのみならず、韓国の仏国寺の九品蓮池のように橋を伴わない石積護岸の池の意匠・技術とも異なり、東アジアの他の地域には決して見ることのできない仏国土(浄土)を表現した庭園として顕著な特質を示している。

(3) 平泉の仏堂・浄土庭園

平泉の寺院の仏堂や一群の浄土庭園は、独特の意匠・設計に基づき、現世において仏国土(浄土)を空間的に表現した優秀な芸術作品である。

11世紀から12世紀にかけて、京都とその近郊の鳥羽・白河に造営された多くの寺院では、仏堂・庭園から成る新たな伽藍造営の理念・様式が発展した。それらは平泉へと導入され、個々の伽藍造営が進展するのに伴って、さらなる展開を遂げた。

例えば、8世紀の平城京(奈良)の興福寺の主要伽藍配置と、それ以後に発展を遂げた阿弥陀堂・庭園とが融合する過程で平安京(京都)東郊において法勝寺の伽藍配置が生まれ、平泉の毛越寺において、背後の塔山をも含め主として薬師如来の仏国土(浄土)を空間的に表現する仏堂・庭園の伽藍配置へと発展した。

また、11世紀の宇治の平等院における阿弥陀堂・庭園の伽藍配置は、居館(柳之御所遺跡)から西方極楽浄土の方位を象徴する背後の小独立丘(金鷄山)に至るまで、庭園と仏堂が東西に並んで位置する無量光院跡の究極の伽藍配置へと発展した。

さらに、これらの事例は、鎌倉の永福寺・称名寺、白水の願成寺など後代の日本の各地に造営された仏堂・浄土庭園の見本として、その意匠・技術面に決定的な影響を与えた。

以上のように、平泉の一群の仏堂・浄土庭園とその遺跡は、6～12世紀に中国・朝鮮半島から平城京・平安京を経て日本列島の最東端にまで及んだ建築・庭園の意匠・設計に関する人類の価値観の重要な交流を示している。

評価基準 (iv)

歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本であるもの

評価基準 (iv) の適用

構成資産の中でも、仏堂及び一群の庭園は仏国土(浄土)を空間的に表現しようとした優秀な芸術作品であり、それらの考古学的遺跡をも含め、世界の他地域において類例を見ることのできない12世紀日本の建築・庭園の顕著な事例である。

したがって、それらは建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。

(1) 仏国土(浄土)を具現した仏堂建築の顕著な類型

中尊寺金色堂は、日本に現存する数少ない方3間の平面形式を持つ阿弥陀堂建築の中でも最古の事例であり、阿弥陀仏の仏国土(浄土)を表現した仏堂建築の顕著な類型である。

金箔と漆による彩色、透し彫りによる飾金具、亜熱帯産の夜光貝を使用した螺鈿、曼荼羅を描いた巻柱などに代表される堂内外の徹底した輝光の荘厳は、阿弥陀浄土信仰がもたらした装飾美の極致を示している。

中尊寺金色堂は、政治・行政上の拠点である平泉において信仰の起点となり、12世紀を通じて平泉全体の精神的な中核としての役割を担ったのみならず、今なお地域の人々の精神的な拠り所ともなっている。

(2) 仏国土(浄土)を表現した庭園の顕著な類型

平泉の一群の浄土庭園は、日本庭園の歴史において独特の発展を遂げた浄土庭園の最も典型的・代表的な事例を含み、仏国土(浄土)を表現した庭園の顕著な類型である。

中国では、現時点において、阿弥陀仏の極楽浄土の世界を象徴して敦煌莫高窟の壁画に描かれた宝楼殿舎及び宝池の現存事例又はその考古学的遺跡が確認されていない状況にある。

また、韓国では、仏国寺において発見された九品蓮池が浄土庭園の考古学的遺跡の数少ない事例として確認されているが、日本のように浄土庭園の造営が多様に展開した形跡は認められない。

したがって、浄土庭園は、中国・朝鮮半島から仏教とともに伝来した作庭思想を受容し、それを足がかりとして日本で独特の発展を遂げた庭園の形式であり、その最も多様に展開した形態を示す事例が平泉の一群の庭園及びその考古学的遺跡である。

(3) 『作庭記』に記す作庭の意匠・技術との照合が可能な類型

平泉の浄土庭園の中でも特に毛越寺庭園は、庭園全体の空間構成、及び池・遣水・石組・築山などの構成要素の細部にわたり、11世紀の作庭技術書である『作庭記』に記載された庭園の意匠・技術を正確に表現している点において、他に類例を見ない傑出した事例である。

『作庭記』は主として住宅庭園を対象として作成された技術書であったが、そこに示された作庭の理念、意匠・技術は、仏教伽藍において浄土庭園が造営されるに当たっても重要な手本とされ、浄土変相図に描く「宝池」をはじめ、インド、ネパール、東南アジア諸国の寺院に残された沐浴池、中国及び韓国の仏教伽藍に見られる放生池など、直線及び擁壁の護岸から成る方形池とは全く

異なる固有の浄土庭園の様式を生み出した(3—c)比較研究を参照されたい。)

『作庭記』は世界で最も古い作庭技術書と考えられ、その記載事項との照合が可能な毛越寺庭園は世界的にも極めて顕著で類い希なる事例である。

以上のように、平泉の仏堂及び一群の庭園は仏国土(浄土)を象徴的に表現しようとした優秀な芸術作品であり、それらの考古学的遺跡も含め、建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。

評価基準 (vi)

顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きている伝統、思想、信仰、芸術的作品、又は文学的作品と直接的又は有形的に関連するもの(世界遺産委員会は、この基準が他の基準と併用して用いられることが望ましいと考える)

評価基準 (vi) の適用

平泉が造営される過程で重要な意義を担ったのは、日本固有の自然崇拜思想とも融合しつつ、独特の展開を遂げた日本の仏教であり、その中でも末法の世が近づくにつれて興隆した極楽浄土信仰を中心とする浄土思想である。それらは、12世紀における日本人の死生観を醸成する上で重要な役割を果たし、世界の他の地域において類例を見ない仏国土(浄土)を空間的に表現した建築・庭園群などの理念、意匠・形態へと直接的に反映した。さらに、それらは宗教儀礼や民俗芸能等の無形の諸要素として、今日においてもなお確実に継承されている。

したがって、平泉の仏堂・浄土庭園及び考古学的遺跡群の有形的な側面に関連する信仰、思想、伝統は顕著な普遍的意義を持っている。

(1) 仏教とともに日本に伝来した浄土思想の顕著な普遍的意義

インドで大乘仏教の下に編纂された「無量寿経」や「阿弥陀経」が中国に伝わり、「仏国土を浄める」との意味を持つサンスクリット語に「浄土」の漢訳語が充てられた。釈迦(ゴータマ・シッダルタ)の死後、釈尊以外の諸仏が仏道に励む場所として自ら出現すべき固有の国土を清浄化すると考えられるようになり、その結果、八方と天・地を含む十方世界に多様な仏国土(浄土)が存在すると捉えられるようになった。さらに、中央アジアで編纂された「観無量寿経」の伝来に伴い、中国では「浄土」を観想する行業が進み、仏陀の入滅後、一定の時間が経過すると仏法が衰えるとする末法の時代から救済されるための方法として、極楽浄土への往生を願う浄土思想が信仰されるようになった。

日本には、6世紀に中国・朝鮮半島から仏教が伝来し、浄土経典の注釈書や浄土を圖像化した曼荼羅などが作成された。さらに、9世紀には、延暦寺の僧であった円仁が、阿弥陀仏の名号を唱えながら四周を行道しつつ、その相好を内面的に観想する常行三昧の行法を中国五台山から導入し、それを行う場としての常行堂建築が各地に普及した。また、10世紀末期には、源信が『往生要集』において極楽浄土の莊嚴を詳細に描写し、極楽浄土への往生のためには、観想念仏と臨終行儀が重要であることを説いた。

このように、仏教とともに日本に伝来した浄土思想は、末法の時代が近づくにつれて、東アジア

の他の地域と比較して特に重視されるようになり、12世紀の日本人の死生観を醸成する上で重要な役割を果たした。

(2) 日本の仏教における浄土思想の興隆と浄土庭園の形成

仏教がインドから各地域に伝来・受容され、世界的な思想として発展する過程では、それぞれの地域に根ざした固有の信仰形態を自らの教義体系に取り込んでいった。

日本にもたらされた仏教は、自然の山・川・岩・泉・樹木などに神が宿るとする古来の自然崇拜思想や天に最も近い山中を他界(死後世界)と見なす自然観とも融合し、独特の性質を持つ日本的な仏教へと発展を遂げた。その過程では、末法思想の興隆に伴い、10～11世紀にかけて、特に浄土思想が「現世(彼岸)」と「来世(此岸)」に基づく人間の死生観に関わるものとして重視されるようになり、山中とその彼方に浄土があると考える考え方が形成された。それは、来世においては極楽浄土への往生を強く祈願するとともに、現世においても仏国土である浄土の荘厳に接したいという人間の強い願望を生んだ。さらにそれは、本来の仏国土である浄土と自然の地形に彩られた現世との接点において、仏国土(浄土)を三次元的に表現する行為を強力に促進し、世界の他の地域には類例を見ない仏国土(浄土)を実体化した仏堂と庭園の理念・様式を確立させた。

(3) 推薦資産の有形的側面に反映された浄土思想

日本で独特の発展を遂げた浄土思想は、仏国土(浄土)とその方位を象徴する自然の山、浄土を建築(内部)空間として表現した仏堂、浄土の宝池を表現した庭園、彼我の結界を象徴する河川・池沼などから成る独特の浄土庭園の理念・様式を確立させ、平泉の仏堂と一群の浄土庭園へと結実した。したがって、日本の仏教の中でもとりわけ独特の発展を遂げた浄土思想の顕著な普遍的意義は、平泉の建築、一群の庭園に見る類い希なる空間配置、意匠・技術に直接的・有形的に反映している。

(4) 今日に伝わる浄土思想の無形的価値

平泉の建築・庭園の造営に重要な意義を持った浄土思想は、今日の平泉の地域における宗教儀礼や民俗芸能などにも確実に継承されている。

1126年に初代藤原清衡が「鎮護国家大伽藍一区」と称する仏堂・庭園(現在の「大池伽藍跡」の区域である可能性が高いとされている。)の落慶に当たって記した『中尊寺供養願文』には、前九年合戦(1051-1062)及び後三年合戦(1083-1087)で落命した全てのものの靈魂を「浄刹」(浄土)へと送るとともに、自らも死後に極楽浄土へと往生することを願って、現世に仏国土(浄土)を創造するという造営の主旨が述べられ、浄土思想の「此岸(現世)」と「彼岸(来世)」に基づく当時の人間の死生観が明確に示されている。

そのような造営主旨の下に清衡が祈祷を行ったところ、1匹の猿が現れて念仏踊りを舞い、落命した全てのものの靈魂を極楽浄土へと導いたとの伝承に基づき、現在の中尊寺境内においては「川西念仏剣舞」が行われている。

また、毛越寺の常行堂においては、毎年正月20日に常行三昧の修法が行われた後に、参集した人々の無病息災・長寿を祈願して、阿弥陀如来像に「延年」の舞が奉納される。

このような無形の諸要素は、日本に独特の性質を持つ仏教及びその中でも特に浄土思想に基づく死生観が、現在にも確実に継承されていることを示している。

以上のように、仏国土(浄土)を空間的に表現した平泉の建築・庭園群の意匠・形態へと直接的・有形的に反映した日本独特の性質を持つ仏教及びその中でも特に浄土思想は、日本人の死生観

を醸成する上で重要な意義を担ったのであり、その本質は今日においてもなお確実に継承されていることから、顕著な普遍的価値を持つ。

b) 顕著な普遍的価値の証明

a)において証明した評価基準への適合性の証明の結果として、「平泉の浄土世界」(仮称)は以下に記す観点から顕著な普遍的価値を持つ。

顕著な普遍的価値の言明

平泉は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤としつつ、本州北部の境界領域において、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された政治・行政上の拠点である。それは、精神的支柱を成した寺院や政治・行政上の中枢を成した居館などから成り、宗教を主軸とする独特の支配の形態として生み出された。

特に、仏堂・浄土庭園をはじめとする一群の構成資産は、6～12世紀に中国大陸から日本列島の最東端へと伝わる過程で日本に固有の自然崇拜思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくにつれ興隆した極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土(浄土)の空間的な表現を目的として創造された独特の事例である。

それらは、浄土思想を含む仏教の伝来・普及に伴い、寺院における建築・庭園の発展に重要な影響を与えた価値観の交流を示し、地上に現存するもののみならず、地下に遺存する考古学的遺跡も含め、建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。

さらに、そのような建築・庭園を創造する源泉となり、現世と来世に基づく死生観を育んだ浄土思想は、今日における平泉の宗教儀礼や民俗芸能にも確実に継承されている。

以上の理由により、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群—」は顕著な普遍的価値を持つ。

c) 比較研究

推薦資産と共通の性質を持つ国内外の庭園・建築の事例を対象として行った比較研究の成果については、以下に示すとおりである。また、その詳細については、付属資料—●を参照されたい。

1. 比較項目の特定

平泉の一群の建築・庭園とその考古学的遺跡、及び関連遺産群が持つ顕著な普遍的価値に鑑み、他の資産との比較項目を以下の2点とした。

- 1) 構成資産の中に、阿弥陀仏を安置した建築が含まれること。
- 2) 構成資産の中に、仏国土(浄土)の表現を目的として造営された庭園が含まれること。

2. 同種資産の特定

比較研究の対象とすべき同種の遺産を特定するに当たっては、アジア・太平洋地域において既に世界遺産一覧表に記載されている文化遺産及び各締約国が暫定一覧表に記載している文化資産(以下、これらを総じて「遺産」という。)に限定した。

現在、アジア・太平洋地域において世界遺産一覧表に記載されている遺産は28ヶ国、186件に及び、各締約国が自国の暫定一覧表に記載した文化資産は26ヶ国、129件となっている(2009年8月10日:ユネスコ・ホームページによる)。これらの遺産の中から、仏教文化圏に属し、主として東アジア・東南アジア・南アジアに造営された建築・庭園を含むものを抽出し、さらにそれらが政治・行政上の拠点と一体化しているか否か及び現世における理想世界の形成を目的として造営されたものであるか否かを考慮しつつ、比較研究の対象を選択した。【別表1】

3. 国内における同種資産との比較

(1) 世界遺産一覧表に記載された遺産又は我が国の暫定一覧表に記載された資産との比較

日本国内における古代から中世にかけての遺産で、仏教に基づき造営された建築・庭園を含むものとしては、世界遺産一覧表に記載されているものが5件、我が国の暫定一覧表に記載されているものが2件ある。

- (1) 「法隆寺地域の仏教建造物」、評価基準(i)・(ii)・(iv)・(vi)、1993年
- (2) 「古都京都の文化財」、評価基準(ii)・(iv)、1994年
- (3) 「古都奈良の文化財」、評価基準(ii)・(iii)・(iv)・(vi)、1998年
- (4) 「日光の社寺」、評価基準(i)・(iv)・(vi)、1999年
- (5) 「紀伊山地の霊場と参詣道」、評価基準(ii)・(iii)・(iv)・(vi)、2004年
- (6) 「古都鎌倉の寺院・神社など」、暫定一覧表記載資産
- (7) 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、暫定一覧表記載資産

「法隆寺地域の仏教建造物」(1)は、構成資産の中に多数の仏教建築物を含んでいるが、阿弥陀堂建築を含まず、庭園も含んではいない。

「古都京都の文化財」(2)は、構成資産の中に多数の仏教建築物及び庭園を含んでいる。しかし、それらは平泉の金色堂や常行堂などの浄土思想に直接関係する建築や一群の浄土庭園、及びそれらの考古学的遺跡とは決定的に性質及び価値評価の視点が異なる。

例えば、「古都京都の文化財」の構成資産のひとつである平等院阿弥陀堂は阿弥陀堂建築の優秀な作品ではあるが、左右に翼廊が延びる型式を持ち、堂内の壁面には壁面が描かれている。これに対し、金色堂は方三間の阿弥陀堂であるとともに、遺体・首級を安置する霊廟としての機能をも持つ独特の建築である。屋根板を除く全ての部材の外面に黒漆を塗り金箔を押し、組物は七宝沃懸地に夜光貝の螺鈿による宝相華唐草文で埋め尽くされ、長押は宝相華唐草文の地を緑青で埋め、中央には碧瑠璃が嵌め込まれており、平等院阿弥陀堂とは用いられた意匠・技術がまったく異なる。

また、「古都京都の文化財」に含まれる一群の庭園は、ほとんどが14世紀以降に造営されたものであり、本尊の浄土を荘厳するために仏堂の前面に一体として設けられた一群の浄土庭園とは異なる。唯一平等院の園池は、仏堂と一体となって阿弥陀如来の仏国土(浄土)を表現した優秀な浄土庭園の事例であるが、単独で存在する阿弥陀堂及び浄土庭園の事例である。したがって、多様な形態の浄土庭園が群として残され、その発展過程を確認できる平泉の事例とは大きく異なる。

平泉の一群の浄土庭園の中には、庭園の地割及び細部の意匠・構造面において、11世紀の作庭技術書である『作庭記』に記載された事項との照合が可能な毛越寺庭園をはじめ、住宅に端を発する浄土庭園としての特質を持つ観自在王院跡の園池、園池・仏堂、仏国土(浄土)の方位を象徴する背後の山が一体として並ぶ無量光院跡など、多様な事例を含んでいる点は特筆すべきである。

「古都奈良の文化財」(3)は仏教建築を主体とするが、構成資産の中には阿弥陀堂建築は含まれていない。また、考古学的遺跡として構成資産のひとつに含まれている平城宮跡には平城宮東院庭園が存在するが、宮廷庭園としての性質を持つものであり、仏堂と一体化した平泉の浄土庭園とは形態・性質が異なる。

「日光の社寺」(4)は、仏教建築物として複数の霊廟を含むが、それらはいずれも17世紀以降のものであり、浄土思想とは直接の関係を持たない。また、庭園も含まれてはいない。

「紀伊山地の霊場と参詣道」(5)は、浄土思想に関連する仏堂として補陀落山寺の本堂を含む。補陀落山寺は、観音菩薩の住处として南海のかなたにあると信じられた補陀落山への渡海・往生を願う補陀落信仰と深い関係を持つ寺院で、その本堂は阿弥陀浄土を表現した阿弥陀堂建築とは異なり、庭園も伴ってはいない。

「古都鎌倉の寺院・神社など」(6)は、浄土庭園及び阿弥陀堂の考古学的遺構として永福寺跡のみならず、修復されて現存する浄土庭園の事例として称名寺の庭園が含まれる。しかし、前者は平泉の寺院及び庭園を模して造営された事例であり、後者はそれらの影響の下に造営された事例である。また、それらのいずれも霊廟としての機能を持たない。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(7)は、宮殿、支配者層の信仰拠点となった仏教寺院建築及び園池の考古学的遺跡を含む。しかし、寺院建築の遺構には阿弥陀堂などの浄土思想を表現したものは見られないばかりか、園池跡も宮殿の内廷又は禁苑としての性質を持ち、仏堂との位置関係によって表現される浄土庭園とは異なる形態・性質を持つものである。

以下に、日本国内の浄土思想に関連する仏教建築及び浄土庭園の一覧表を掲載する。

【別表2】【別表3】

(2) その他の同種資産との比較

ア. 建築

金色堂は、白水の「願成寺阿弥陀堂」(別表3-22)や「高蔵寺阿弥陀堂」(別表3-23)など、その後の阿弥陀堂建築の造営に大きな影響を与えた。

「願成寺阿弥陀堂」は、方3間の単層宝形造阿弥陀堂建築という点で金色堂と共通するが、屋根は柿葺で内部に壁画が描かれている点は、金色堂と異なっている。蒔絵や螺鈿細工による装飾もなく、霊廟としての機能は持たない。

「高蔵寺阿弥陀堂」は、方3間の単層宝形造阿弥陀堂建築という点で金色堂と共通するが、方3間、低い廻縁をめぐらした宝形造、茅葺の素木造で、巨大な円柱に単純な舟肘木をのせる一軒の簡潔な架構で、装飾を加えない点は金色堂と大きく異なる。

これ以外に、「浄瑠璃寺阿弥陀堂」(別表3-9)が現存するが、9体の阿弥陀像を安置した阿弥陀堂であり、方3間の型式ではない。また、「三千院往生極楽院」(別表3-21)や「富貴寺大宮」(別表3-25)は常行堂であり、金色堂が持っていた阿弥陀堂建築としての性質は共通するが、霊廟としての性質を持たない点で異なっている。

イ. 庭園(浄土庭園)

世界遺産一覧表又は我が国の暫定一覧表に記載されていないもので、現存する浄土

庭園として、以下の事例が挙げられる。

「願成寺」(別表2-15)は、奥州藤原氏にゆかりの寺院と伝えられ、1160年に建立された方3間の阿弥陀堂の外周を取り囲むように一体となって園池が展開し、背後には経塚のある山が控えている。しかし、池から望む阿弥陀堂及び背後の山は北の方向に展開することから、無量光院跡のように仏堂・庭園・背後の山の3者が一体として西方極楽浄土を表現するような典型的な空間配置は見られない。

「浄瑠璃寺」(別表2-10)は、興福寺一乗院の僧恵信によって1150年に造営された寺院である。西に9体の阿弥陀仏を安置した九体阿弥陀堂が、東に薬師如来を安置した三重塔が、それぞれ中央の園池に面して建ち、それらの四周を山又は丘陵が取り囲む良好な風致景観の浄土庭園である。しかし、阿弥陀堂の背後の山が、特に阿弥陀仏の西方極楽浄土を象徴しているとはいえない。

「円成寺」(別表2-11)は、1153年ごろ浄土庭園として造営された。園池の北側には、阿弥陀堂が南面して建立されている。池と阿弥陀堂が南北方向に並ぶ点は、西方極楽浄土の方位を空間的に表現したものとはいえない。

上記の3例以外にも、平安京南郊の鳥羽には「証金剛院」・「勝光明院」などの寺院に付属する浄土庭園(別表2-4. 8. 9. 12)が数多存在したことが知られる。これらの浄土庭園は、平泉とほぼ同時期に「御所」(上皇の居住と政務の場)・「御堂」とも一体的に造営されたものである。しかし、その後の開発行為等により現存するものは皆無であり、考古学的遺跡として地中に遺存しているものについても保存状況は良くない。

(3) 結論

浄土思想に関連する仏教建築には、常行堂、阿弥陀堂などがある。阿弥陀堂は内部に阿弥陀如来を安置することからこの名があり、正方形平面を持つもの(代表例;中尊寺金色堂)、正方形平面の左右に翼廊を持つもの(代表例;平等院阿弥陀堂、無量光院阿弥陀堂跡)、9体の阿弥陀仏を横一列に安置するため長方形平面を持つもの(代表例;浄瑠璃寺阿弥陀堂)の3形式が見られる。これらは、末法思想の流行とも関連して、自らの極楽往生を希求する阿弥陀浄土信仰の隆盛に伴って建立されたものである。

奥州藤原氏初代清衡は方3間の小規模な阿弥陀堂建築の流行をいち早く取り入れ、1124年に中尊寺境内に金色堂を建立した。金箔と漆による彩色、透し彫りによる飾金具、亜熱帯産の夜光貝を使用した螺鈿、曼荼羅を描いた巻柱などに代表される堂内外の荘厳は、阿弥陀浄土信仰がもたらした装飾美の極致を成す。金色堂は、12世紀における美術・工芸の粋を尽くし、光輝く仏国土(浄土)の世界を創出した。仏堂内部に壁画ではなく、漆工芸による仏画を持つ点に加え、特に祖先崇拜の思想とも密接に関連しつ霊廟としての性質をも併せ持つ点は、他の阿弥陀堂建築とは全く異なる金色堂の独特の性質である。

また、毛越寺の常行堂については、現在においてもなお常行三昧の修法及び「延年」の舞が演じられる場となっており、各地に伝わる他の常行堂と異なる側面を持つ。そのような浄土思想に直接関係する宗教儀礼や芸能が一体として継続的に行われているという事実は、12世紀の平泉の浄土思想の神髄が有形・無形の諸要素として現在に確実に伝えられていることを示しており、毛越寺常行堂が他の常行堂建築と比較して類い希なる性質を持っていることは明らかである。

さらに、平等院庭園を含め数多ある浄土庭園の中でも、平泉の一群の浄土庭園は、日

本庭園の発展過程における最も典型的・代表的な事例を含むのみならず、11世紀の作庭技術書である『作庭記』の記載事項と細部の意匠・技術にわたって照合が可能であることから、他に類例を見ない傑出した事例である。

4. 国外における同種資産との比較

(1) 世界遺産一覧表に記載された遺産又は我が国の暫定一覧表に記載された資産との比較

アジア・太平洋地域において、宗教建築又は庭園を含む同種遺産としては、以下に示すとおり、既に世界遺産一覧表に登録されているものが18件あり、それ以外に「中国のシルクロード」(中国)、「ピーマイ、ムアンタム及びプノムルンに至る文化的通路とその関係寺院」(タイ)など、各締約国の暫定一覧表に登録されている資産が3件ある。

- (8) 「シギリヤの古代都市」(スリランカ) 評価基準(ii)・(iii)・(iv)、1982年
- (9) 「タージ・マハル」(インド) 評価基準(i)、1982年
- (10) 「古都スコータイと周辺歴史地区」(タイ) 評価基準(i)・(iii)、1991年
- (11) 「古都アユタヤと周辺歴史地区」(タイ) 評価基準(iii)、1991年
- (12) 「仏陀の生誕地ルンビニ」(ネパール) 評価基準(iii)・(vi)、1997年
- (13) 「アンコール」(カンボジア) 評価基準(i)・(ii)・(iii)・(iv)、1992年
- (14) 「フエの建造物群」(ベトナム) 評価基準(iii)・(iv)、1993年
- (15) 「承德の避暑山庄と外八廟」(中国) 評価基準(ii)・(iv)、1994年
- (16) 「ラサのポタラ宮歴史地区」(中国) 評価基準(i)・(iv)・(vi)、1994、2000、2001年
- (17) 「石窟庵と仏国寺」(韓国) 評価基準(i)・(iv)、1995年
- (18) 「宗廟」(韓国) 評価基準(iv)、1995年
- (19) 「廬山国立公園」(中国) 評価基準(ii)・(iii)・(iv)・(vi)、1996年
- (20) 「蘇州古典園林」(中国) 評価基準(i)・(ii)・(iii)・(iv)・(v)、1997年
- (21) 「昌徳宮」(韓国) 評価基準(ii)・(iii)・(iv)、1997年
- (22) 「頤和園」(中国) 評価基準(i)・(ii)・(iii)、1998年
- (23) 「慶州の歴史地区」(韓国) 評価基準(ii)・(iii)、2000年
- (24) 「プレアヴィヒア寺院」(カンボジア) 評価基準(i)、2008年
- (25) 「五台山」(中国) 登録基準(iii)・(iv)・(v)、2009年
- (26) 「ピーマイ、ムアンタム及びプノムルンに至る文化的通路とその関係寺院」(タイ) 暫定
- (27) 「杭州西湖の龍井茶園」(中国) 暫定
- (28) 「阿育王寺」(中国) 暫定

これらの21の同種遺産は、構成資産の中に仏教をはじめとする東アジア・東南アジア・南アジアに展開した諸宗教に関連する建築物を含むのみならず、それらと一体の庭園をも含む遺産である。それらのうちの2件は浄土思想に関連する仏教建築を含む資産であり、9件は政治・行政上の拠点としての性質を併せ持つ資産である。さらに、4件は現世における理想世界の創造を目指して造営されたものである。しかし、各々の遺産が成立する背景となった理念をはじめ、資産を構成する要素、空間的構造の特質などについては異なっている。

【別表4】【別表5】(これらのうち、とくに中国及び韓国との庭園に関する比較研究の詳細については、別添付資料「東アジアにおける理想郷と庭園に関する国際研究会」参照)

これらの同種の遺産のなかでも、特に韓国の仏国寺は、平泉の一群の浄土庭園との比較対

象として重要である。「石窟庵と仏国寺」(17、別表4-28、別表5-17)に含まれる仏国寺は、8世紀に創建された仏教寺院である。現在の境内は大きく3つの区域に分かれ、各区域はそれぞれ理想世界としての仏国土を形象化したものである。これらのうち、大雄殿区域は現世仏である釈迦牟尼仏の「法華経」の彼岸世界、極楽殿の区域は極楽浄土を主宰する阿弥陀仏の「無量寿経」の世界、毘盧殿の区域は法身仏である毘盧遮那仏の「華嚴経」の蓮花蔵世界をそれぞれ現したものとされる。さらに、発掘調査により、主要な仏堂である大雄殿の前には九品蓮池と呼ぶ園池から成る浄土庭園が展開していたことが判明した。この園池は長径約●m、短径約●mの楕円形を成し、石積により護岸されている。一群の仏堂が建つ区域の南を画する石積擁壁に白雲橋及び青雲橋と呼ぶ石階が取り付け、その南端に園池が展開する。仏国寺の寺伝やその名称から、この園池が浄土思想と密接な関連を持っており、聖域と俗界とを区分する境界としての機能を持っていたものと考えられている。ただし、九品蓮池の護岸に見る意匠・技術は、平泉の一群の浄土庭園に見る優美な曲線と緩やかな勾配から成る独特の洲浜状汀線のそれとは大きく異なっている。さらに、九品蓮池では、白雲橋及び青雲橋と軸を合わせる位置に橋が存在せず、平泉の毛越寺や無量光院跡のように、此岸と彼岸とを結ぶ橋が浄土庭園を構成する空間装置としてそれほど重視されていなかったことがうかがえる。

仏国寺九品蓮池の平面図、拡大図

また、「慶州の歴史地区」(23、別表4-26)には、神仙思想に基づき理想世界を表現した雁鴨池が含まれている。雁鴨池は、7世紀に造営された新羅王朝の王宮に付属する庭園である。雁鴨池の西南岸には臨海殿などの建築物が建ち、それらの垂直に切り立った直線状の高い石積基壇が池の護岸を成していたのに対し、その対岸に当たる東北岸は曲線を成す護岸であった。しかし、いずれも石を積み上げた擁壁状の護岸であり、優美な曲線と緩やかな勾配を持つ洲浜状汀線を主体とする同時代以降の日本庭園とは明らかに意匠・技術が異なる。また、浄土思想に基づき造営された建築・庭園の考古学的遺跡ではなく、臨海殿などかつて園池に接して建っていた建築物も仏堂ではない。

「昌徳宮」(21、別表4-32)内には、秘苑とされる庭園が広がり、その中に芙蓉池と呼ぶ方形池が存在する。しかし、芙蓉池の造営年代は17世紀であり、浄土思想に基づくものではなく、池に臨む建築物も仏堂ではない。また、導水施設として自然石に流盃渠を掘り込んだ王流川が造営されているが、板石や玉石等を組み合わせて自然の流路を表現した毛越寺の遣水とは意匠・構造ともに異なる。

「景福宮」(別表4-31)の園池は、「昌徳宮」と同様に王宮に付属する方形池であることから、平泉の浄土庭園とは異なる。

12世紀又はそれ以前遼の韓国の浄土信仰に関連する現存建築物としては、「鳳亭寺」(別表5-19)の極楽殿と「浮石寺」(別表5-20)の無量寿殿が知られ、いずれも阿弥陀如来像が安置されている。

「鳳亭寺」は、672年の創建された寺院である。その仏堂のひとつである極楽殿は12世紀末期に建てられたとされており、韓国における最古の木造建造物として知られる。

「浮石寺」は、7世紀に創建された華嚴宗の寺院である。その本堂に当たる無量寿殿は5間×3間の入母屋造の建築物で、13世紀に浮石寺が修復された際に建てられた。

これらは、いずれも日本の阿弥陀堂に先行する仏堂である。しかし、これらの仏堂と、11世紀以降の日本で普及した翼廊を伴う阿弥陀堂や方3間の阿弥陀堂との間には、様式上の直接的な関連性が認め難い。また、仏堂の前面に園池を伴わない点についても、平泉の仏堂及び浄

土庭園群とは異なっている。

中国の「**莫高窟**」(評価基準(i)・(ii)・(iii)・(iv)・(v)・(vi)、1987年)の壁画には、阿弥陀仏の極楽浄土を象徴する宝楼殿舎及び宝池が描かれているが、それらの現存事例又は考古学的遺跡は確認されていない。

「**五台山**」(25、別表5-14)は国際仏教文化交流の中心であり、世界仏教聖地として多数の伽藍や霊廟を持つ。その中には、阿弥陀仏や瑠璃光仏によって浄土を表現した仏堂も含まれている。また、単に仏教的要素のみならず、道教・儒教などの各要素が融合して反映されている。しかし、顕通寺銅殿などの阿弥陀仏の極楽浄土を表した仏堂は1606年に造営された仏堂であるが、金色堂とは意匠・技術、建立年代の点でまったく異なる。さらに、五台山の各寺院では、仏堂と一体化した庭園の存在は確認されていない。

唐代の皇室庭園で「**中国のシルクロード**」(暫定)に含まれる西安大明宮の御苑(別表4-6)は、平泉と同様に政治・行政上の拠点の施設として造営されたものである。中央部の太液池には島が築かれ、その周囲には数多くの建築物が建っていたことが知られる。しかし、それらは宗教的建築物ではなく、浄土思想に基づくものでもない。同様に、寧波の保国寺(別表4-18、別表5-13)の境内には「浄土池」と呼ぶ方形池が存在するが、池の名称に対応するような阿弥陀仏を安置した仏堂は存在しない。したがって、池と建物との関係及び池の形状については、平泉の一群の浄土庭園とまったく異なる。さらに、阿育王寺(別表4-4)及び天童寺(別表4-22)の仏堂の前面には園池が設けられているが、いずれも方形又は隅丸方形を成し、意匠・技術の点で平泉の一群の浄土庭園とは異なる。

「**承徳の避暑山荘と外八廟**」(15)のうち、避暑山荘は中国の皇帝により造営された庭園の中でも大規模を誇り、その外周を皇帝の廟である11の寺院が取り囲む。特に避暑山荘は、18世紀に江南地方の自然景観を模して造成された総面積5.64km²にも及ぶ庭園を中心として、湖水に臨む宮殿建築、仏教寺院、道観、祠廟などの多数の建築物から成る。庭園は理想世界を目指して造営されたものではあるが、浄土思想に基づくものではない。また、周囲の寺廟はラマ教に基づくものであり、チベットの建築様式に基づき建立されている。したがって、平泉における仏国土(浄土)の表現を意図して造営された建築・庭園とは異なる。

「**蘇州の古典園林**」(20、別表4-19)は、主として16世紀から18世紀にかけての個人住宅の庭園であり、仏教に基づく浄土庭園とは異なる。

ネパールの「**仏陀の生誕地ルンビニー**」(12)には、方形の沐浴池が含まれる。紀元前623年にブッダがルンビニーの園林で誕生したと伝えられることから、今なお仏教の聖地及び仏教徒の巡礼地として最も重要な場所のひとつとなっている。ルンビニーの方形池はブッダが生誕後に沐浴を行った場所とされ、平泉における仏国土(浄土)の表現を意図した浄土庭園とは、池の機能のみならず、用いられている意匠・技術は大きく異なる。

スリランカの「**シギリヤの古代都市**」(8)は、アジア地域で最古の庭園跡のひとつとされる「水の庭園」跡を含む。この庭園跡は、城塞として用いられ、側面に天女が描かれた岩山の西側に位置する。しかし、そこには、ヨーロッパ及び西アジアの庭園に類似する幾何学的な方形の園池と水を循環させる噴水など、独特の意匠・技術が見られる。したがって、緩やかな曲線・勾配の汀線により自然の海浜景観を表現し、建築との一体的な仏国土(浄土)の表現を意図した浄土庭園の理念、意匠・技術とは大きく異なる。

インドの「**タージ・マハル**」(9)では、17世紀に大理石を用いて建立された霊廟建築の前面に、幾何学的な形態を持つ庭園が塀に囲まれて展開する。それはイスラム教の霊廟建築及び庭園

の空間構成、意匠・技術に基づくものであり、浄土庭園のそれとは全く異なる。

ヴェトナムの「**フエの建造物群**」(14)には、フエの王宮に付属する庭園が含まれているが、石組みの方形池を中心とし、その設計にはフランス城郭の影響も認められるなど、仏教を直接的・有形的に反映した浄土庭園とは異なる。

また、東南アジアを代表する重要な考古学的遺跡である「**アンコール**」(13)においては、寺院の中に設けられた聖池及び周囲に設けられた環濠は方形の意匠・構造を基調としており、平泉の一群の浄土庭園における作庭の理念、意匠・技術とは全く異なる。

水濠造営の基調となった思想についても、「**アンコール**」の思想的背景はヒンドゥー教と仏教との融合にあり、古来の自然崇拜と融合した独特の性質を持つ日本的仏教、特に浄土思想を基調として造営された平泉の一群の浄土庭園とは異なる。インドで発生し、各地へと伝播する過程でそれぞれの土着信仰と融合しつつ発展を遂げた仏教は、東南アジアの密林地帯と仏教伝播の東の終着点の両者において、それぞれアンコール と平泉という政治・行政上の拠点において、独特の建築・庭園の意匠・技術を生み出した。

(2) 結論

国外の同種遺産の中には、阿弥陀仏の極楽浄土を表現した単独の仏堂をはじめ、仏教以外の諸宗教に基づき造営された諸堂が存在するが、それらはすべて意匠・技術の点で平泉の中尊寺金色堂とは大きく異なる。堂内に政治・行政上の拠点の累代の当主をミイラとして安置し、霊廟としての機能を同時に持つ事例も他には存在しない。

また、国外の同種遺産の中には、一群の浄土庭園から成る遺産は存在しない。韓国では、わずかに仏国寺の九品蓮池が浄土庭園の事例として知られるのみであり、その後同形式の多様な園池の形態を含む一群の事例が生み出された形跡はない。多様な日本の浄土庭園の形式は、中国大陸から朝鮮半島を経由して伝来した浄土思想と日本の自然観とが融合し、外来の作庭に関する理念、意匠・技術と在来の水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術とが融合する過程において、日本で独特の発展を遂げた作庭の理念、意匠・技術に基づき完成したものである。その中でも平泉の一群の浄土庭園は、12世紀における浄土庭園の発展・伝播の歴史を明確に示している。

以上の比較研究の成果は、平泉の一群の建築・庭園とそれらの考古学的遺跡、及びその関連遺産群が、インドから中国・朝鮮半島を経て日本へと及んだ仏堂建築及び作庭の発展に影響を与えた重要な価値観の交流を表すのみならず、同分野における歴史の重要な段階を示す傑出した類型であることをも表している。

d) 完全性・真実性

1. 推薦資産全体の完全性・真実性

(1) 完全性

仏国土(浄土)を表現した優秀な芸術作品である建築(仏堂)・庭園とそれらの考古学的遺跡、及び関連の遺跡群が、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された平泉の中核を成す不可欠の諸要素として、過不足なく良好な状態の下に資産に含まれている。したがって、推薦資産全体の完全性は保持されている。

また、一群の浄土庭園とその考古学的遺跡についても、以下の2点に基づき、高い完全性が保

持されている。

- ①多様な形態・意匠を持つ事例が平泉という政治・行政上の拠点の中核部に濃密に分布する。
- ②その中には、12世紀の100年にわたる平泉の造営過程を通じて、当時の作庭技術書の記載事項との照合が可能な優秀作品としての事例のみならず、仏国土(浄土)の方位を象徴する背後の丘陵、居住・政務の場となる居館などとの緊密な位置関係の観点から最も発展した事例をも含む。

(2)「記念工作物」としての真実性

「記念工作物」を構成する木造建築については、近代以前に行われた修理によって、補強など小規模な変更に伴う部分修理を行った箇所もあるが、建築の歴史的価値を表す平面形式、構造様式、内外の立面意匠は創建当時のままである。

建築の基礎構造を成す礎石についても、発掘調査等の学術調査において正確に記録するとともに、重要な歴史資料として原位置において確実に保存を図っている。

また、近代以降の保存修理事業においては、創建後に修理又は改変された後補部分について、後補材の撤去・復原・欠失した部分の部材の復旧を行うなど、高い真実性が追求されてきた。その中には、中尊寺金色堂のように、脆弱な材質・仕上げ、内部に安置された遺体等性質の観点から、新たに堅牢な覆屋を建設して、その保存を確実にすることが不可欠であった事例も含まれる。

このように、「記念工作物」を構成する木造建築の価値の真実性は、総体として確実に伝達されている。

(3)「遺跡」としての真実性

「遺跡」を構成する一群の庭園については、地下遺構を修復して芸術上・観賞上の価値が顕在化された事例のみならず、地下に埋蔵された状態の事例をも含め、「遺跡」としての価値の真実性は高く維持されている。

特に修復された庭園については、地上に遺存する立石・築山・滝石組をはじめ、地下遺構を露出して修復が行われた遺水遺構、地下に埋蔵された遺構を土で被覆したうえで修復が行われた礫敷汀線など、庭園の構成要素の形態・性質に応じて適切な修復の手法が選択されており、それらの価値の真実性は確実に伝達されている。

また、伝統的に土や木を材料としてきた日本の建築文化において、失われてしまった地上の建造物の痕跡は、推薦資産の全体にわたり、考古学的遺跡として周辺環境とも一体的に地下に原位置を保ったまま良好な状態で残存している。このような「遺跡」を構成する考古学的遺跡については、これまでに推薦資産の範囲内において計198回に及ぶ数多くの発掘調査が行われ、その成果に基づく学術的な調査研究の成果が蓄積されてきた。さらに、それらの保存状況も万全であり、考古学的遺跡の価値の真実性の伝達については、将来にわたり確実に保証されている。

以上のように、修復された庭園のみならず、地下に埋蔵されている建築・庭園の考古学的遺跡をも含め、「遺跡」としての価値の真実性は総体として確実に伝達されている。

2. 建築・庭園(浄土庭園)の真実性・完全性

(1) 建築

ア. 中尊寺金色堂及び覆堂

1962～1968年に実施された中尊寺金色堂保存修理工事では、綿密に部材の破損状況とその原因について調査するとともに、当初部材の加工技法を特定するための詳細な調査・研究を実施し、その結果に基づいて取替部材の仕上げを行った。また、やむなく取り外した当初部材については、実測図など詳細な記録を作成し、重要な部材を適切に保存した(『国宝中尊寺金色堂保存修理工事報告書』)。金色堂が12世紀の創建当時の状態を継続的に維持してきたことは、上記の保存修理工事の結果をはじめ、文献史料(『吾妻鏡』)からも証明されている。

さらに、今なお奥州藤原氏三代の遺体と四代の首級をそれぞれミイラとして納めている霊廟であることも、1950年に行われた遺体の学術調査から証明されており(『中尊寺御遺体学術調査・最終報告』)、信仰の対象である金色堂が持つ独特の機能や記念的意義なども確実に現在に継承されている。

また、このときの修理工事では、15世紀以降、金色堂を風雪から保護してきた木造覆堂を近接する位置に移築して保存するとともに、旧覆堂の外観を模して周辺景観にも配慮しつつ、新たに空調機能をも備えたコンクリート製の堅牢な覆屋を建設し、金色堂のみならず内部に安置された遺体と首級(ミイラ)を確実に原位置にて保存することとした。

このように、脆弱な木造建築物とそこに納められた遺体、及びそれらを存続するために行われてきた修復・保存の在り方は、アジア地域に独特の気候上の制約に基づきつつ、各時代の技術を駆使して引き継がれたものである。それは、木造建築の修復・保存の分野における「文化的伝統」を表すものでもある。したがって、形態・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技術、位置・環境、精神性・感性の各側面における金色堂及び覆堂の価値の真実性は、今日に至るまで確実に継承されている。

写真(以前の木造覆堂とコンクリート覆堂との対比)

イ. 中尊寺経蔵

地上に残された14世紀創建の建築遺構のみならず、当初建築の基礎構造を示す地下遺構をも含め、形態・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技術、位置・環境、精神性・感性の各側面における価値の真実性は確実に維持されている。

ウ. 毛越寺常行堂

庭園の園池北岸に遺存する常行堂は、16世紀の火災焼失後に再建されたときの形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境をそのまま継承しており、その価値の真実性は高い。

発掘調査の結果、ほぼ同位置において確認された12世紀に遡る常行堂の地下遺構についても、埋め戻すことにより原位置において良好な状態で保存している。毛越寺の伽藍のうち、失われた他の主要堂宇が再建されなかったのに比較すると、火災焼失後においても直ちに再建された常行堂は、毛越寺にとって極めて重要な仏堂として尊重されてきたことを示している。現在においても、常行堂では浄土思想と直接的な関係を持つ常行三昧の修法及び「延年」の舞が定期的に行われている。したがって、常行堂が持つ用途・機能の側面における真実性、及び浄土思想との直接的関連性を示す感性・精神性の側面における真実性も、確実に継承されている。

平面図(創建当初の地下遺構と現状の常行堂との位置関係を示した図)

(2)庭園(浄土庭園)

浄土庭園の意匠・技術は、11世紀後期の作庭技術書の『作庭記』に記載された「自然を尊重し、自然に習う」という考え方に合致しており、日本古来の伝統的な庭園の意匠・技術を踏まえたもの

である。浄土庭園の意匠・技術上の価値の源泉を成す園池の地割や護岸手法は、それらの位置・環境とともに、現況に残された地形の痕跡や良好な状態で地下に遺存する考古学的遺跡の発掘調査成果から証明されている。それらの修復に当たっても、劣化が顕著でない景石については露出させることとし、脆弱な石材又は不安定な石敷き・礫敷きなどについては、適切な厚さの粘土で被覆した上で新たな石材を用いて修復するなど、遺構の保存状況に応じて適切な修復手法を選択している。したがって、平泉の一群の浄土庭園が持つ価値の真実性については、全く揺らぎはない。

毛越寺庭園などの植栽についても、発掘調査によって出土した枝葉・種子などの植物遺体及び土中に含まれる花粉の分析成果などに基づき、当時の植生環境の復元に努めており、浄土庭園の環境の真実性に問題はない。

さらに、日本庭園はそれ自体で完結するものではなく、周囲の自然環境ともよく調和した芸術的・学術的価値の高い資産である。特に平泉の「浄土庭園」群は、仏堂及び園池の背後に浄土を象徴する小独立丘や丘陵が控えるなど、庭園のみならず周辺の地形をも含め必要十分な諸要素が良好に保存されており、その管理も適切である。このように、平泉の一群の浄土庭園が周辺環境と一体となって形成する完全性についても確実に保持されている。

ア. 毛越寺

毛越寺の庭園には、『作庭記』に示された作庭の理念、意匠・技術を反映した構成、園池・流れ・石組・築山など、12世紀の庭園に独特の意匠・技術が良好な状態で継承されていることから、今は失われた同時代の同種事例の中でも浄土庭園の典型例として貴重である。

その修復に当たっては、発掘調査により判明した園池遺構を確実に保存するとともに、浄土庭園の地割・意匠・空間構造の総体を再生させることを基本方針とした。

特に、遣水については、ほぼ完全な状態で地下に埋蔵されていた12世紀の流れの遺構をそのまま露出させ、遺構に見られる意匠・材料・技術をそのまま活かして修復したものである¹。

また、背後の塔山の丘陵域についても資産の範囲に含めており、浄土庭園に不可欠の環境の観点及び園池の水源涵養の観点からも完全性は高い。

以上のように、毛越寺庭園の形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各側面における価値の真実性及び全体の完全性については、全く疑問を差し挟む余地はない。

イ. 観自在王院跡

庭園の修復に当たっては、汀線の礫敷や素掘りの導水路(遣水)の遺構を盛土により被覆して確実に保存する一方、一群の巨大石から成る滝及び荒磯を表現した石組については露出させるなど、遺構の形態・性質に応じて適切な手法が採用された。

さらに、水田化していた園池跡に水面を再生させ、植栽等により庭園的な環境を整備することにより、潜在化していた芸術上・観賞上の価値が再生された²。

背後には金鶏山及び塔山などの丘陵地形が控え、浄土庭園としての環境の観点からの完全性も維持されている。

以上のように、観自在王院跡の庭園における浄土庭園としての形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各側面における価値の真実性、及び全体の完全性については、確実に継承されている。

¹ 修復の経緯と手法については、付属資料一●を参照されたい。

² 修復・整備の経緯と手法については、付属資料一●を参照されたい。

ウ. 無量光院跡

無量光院跡の浄土庭園は、仏堂・庭園・自然の山(小独立丘)が東西に並んで位置し、阿弥陀仏の極楽浄土の方位に基づく配置を明瞭に示す典型的な事例である。無量光院は宇治の平等院に倣って造営されたとされ、仏堂の形態・構造、仏堂・庭園の配置構造については類似している。しかし、平等院は、末法の世の到来を契機として、別荘及びその庭園が仏国土(浄土)の創造を目的として伽藍に改められたという造営の経緯が示すように、西の隣接地には極楽浄土の世界を象徴する小独立丘及びその背後の山域などが存在せず、浄土庭園として最適の環境を備えてはいなかった。

これに対して無量光院の仏堂・庭園は、居住・政務の場であった「柳之御所遺跡」の西側に猫間が淵という湿地を挟んで隣接し、西方極楽浄土の方位を象徴する金鶏山及びその背後に西方極楽浄土へと通ずる山域を擁するなど、居館・庭園・仏堂・自然の独立丘が東西に並ぶ配置構造が見られ、仏国土(浄土)を表現する上での最適の環境を伴っていた。したがって、無量光院が持つ浄土庭園としての形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各側面における価値の真実性のみならず、全体の完全性についても確実に維持されており、平等院と比較して、その完成度は極めて高い。

現在、無量光院跡は発掘調査の過程にあり、今後、その価値の真実性の伝達に十分配慮した修復・整備を行うこととしている。

エ. 大池伽藍跡

1126年の『中尊寺供養願文』に記す「中尊寺鎮護国家大伽藍一区」の庭園遺構と考えられる「大池伽藍跡」は、地下遺構として現存する浄土庭園の考古学的遺跡であり、発掘調査で明らかとなった地下の遺跡の形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各側面における価値の真実性及び全体の完全性に疑問を差し挟む余地はない。また、将来的に修復することにより、現時点においては潜在化している芸術上・観賞上の価値を再生させることとしている。修復の方針については、大池伽藍跡の発掘調査の成果を精査しつつ、毛越寺、観自在王院跡の各庭園における修復の実績を踏まえて定めることとしている。

(3) 名勝としての日本庭園の真実性及び「歴史的庭園の保存に関するフィレンツェ憲章」(1982)に定める真実性の基準との整合性

日本の歴史的庭園は、文化財保護法の下に名勝に指定され、保護されている。名勝は、文化財保護法第2条において、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上、観賞上の価値の高いもの」と定義されている。この定義によれば、日本庭園はもともと「庭園史上における物証」としての性質を持つのみならず、「芸術上、観賞上の価値の高い」文化財として捉えることが適切である。したがって、庭園史上の価値を表す地割及び石組などの歴史的物証(地下に埋蔵された庭園遺構等を含む)を確実に保存するとともに、「芸術上・観賞上の高い価値を持つ場所」として、潜在化した価値を維持又は顕在化させるために、環境整備及び日常的な維持管理を継続的に行うことが必要である。これらの2つの観点から、日本庭園の真実性は適切に伝達されることとなる。

このような考え方の下に、発掘調査によって地下から発見された庭園遺構の中から、日本庭園史上欠くことのできない重要な事例を名勝に指定し、適切に遺構の修理・環境整備を行うことにより保護することとしている。

平泉の一群の浄土庭園においても、日本の文化財保護制度の特質の一端を成す「名勝」の保護の考え方に立脚し、環境整備及び日常的な維持管理を適切に行っており、それらの真実

性は適切に伝達されている。

また、日本庭園における真実性の保持の考え方及びそれに基づく修復・整備の手法は、「歴史的庭園の保存に関するフィレンツェ憲章」に定める国際基準¹にも十分合致している。

¹ 歴史的庭園の保存に関するフィレンツェ憲章；

第4条 歴史的庭園の構成要素(平面・地形／植生[種類・大きさ・配色・間隔・高さ]／構造的・装飾的特徴／流水・静水)

第5条 庭園は文明と自然との直接的で緊密な関係を表すものであり、瞑想・休養に相応しい楽しみのものである。言葉の語源的な意味における「楽園」として、さらにはある文化・様式・時代の証拠、そしてしばしば創造的芸術家の独創性の証拠として、宇宙的な意義を持っている。

第9条 復元は場合により推奨される。真実性は、①意匠や全体の調和、②装飾的特徴、各部分に用いられている植物や無機物の選択、③その他の部分の意匠や規模、にそれぞれ依拠する。

4. 保全状況と資産に与える影響

a) 現在の保全状況

記念工作物及び遺跡の各分野に属する6つの各構成資産については、すでに多くの修理や整備の事業が適切に実施されており、いずれの構成資産の保存状況も良好である。特に寺院の建造物及び境内については、所有者である宗教法人により適切な維持の措置が恒常的に行われており、保存状況は良好である。

1. 資産全体の保全状況

(1) 記念工作物

「記念工作物」としての構成資産は、いずれも寺院境内の木造建造物である。それらは、国宝又は重要文化財に指定された金色堂、金色堂覆堂、経蔵、特別史跡及び特別名勝の構成要素として保護された毛越寺常行堂から成る。これらの木造建造物については、これまで、損傷の程度に応じた適切な修理が行われてきた。したがって、それらはすべて良好な状態を保っている。

具体的には、建造物の全体を解体して行う全解体修理、軸組を残したまま壁や屋根などの修理を行う半解体修理を実施しているほか、部分的な修理として屋根葺替修理や塗装修理などを定期的に行ってきた。

建造物は自然災害等により幾度かの損傷を被ってきたが、そのつど旧態に復旧し、その歴史上又は芸術上の価値は確実に継承されている。

近世から明治時代を通じて、京都・奈良などのほとんどの寺社では、定期的な修理や災害時の修復などを高い水準の下に実施してきた。このような建造物の修理技術は、近代以降の保存修理事業を通じて確立し、日本の各地における建造物の修理において普及したものである。

平泉においても、近世以来、金色堂・覆堂・経蔵など建造物の保存修理は専門の建築技術者によって行われてきた。

構成資産である建造物のみならず、国宝又は重要文化財に指定された建造物又は史跡等に指定された寺院境内に存在する個々の歴史的建造物の保存修理事業を行うに当たっては、文化財保護法の下に、それらの歴史に関する調査、伝統技法に関する調査、地下遺構に関する発掘調査、破損状況及びその原因に関する調査など、事前の学術調査を周到に行い、その結果に基づいて、所有者・学識経験者・行政経験者等から成る修理及び整備委員会における保存修理や環境整備の方針の決定及び指導に基づき実施している。

また、それらの修理完了後には、修理に係る記録をまとめた修理工事報告書を刊行している。

さらに、構成資産である建造物のみならず、寺院境内に含まれるすべての国宝又は重要文化財に指定された建造物については、火災による焼損防止のために自動火災報知設備及び各種の消火施設・避雷施設を設置し、防火・消火に関する組織の運営についても万全を期している。

また、平泉町と建造物の所有者である宗教法人中尊寺は、2006年に国宝又は重要文化財に指定された各建造物の保存管理計画を共同して策定し、それらの確実な保存管理に当たっている。さらに、特別史跡及び特別名勝の構成要素である常行堂についても、所有者である宗教法人毛越寺は、2005年に特別史跡及び特別名勝に指定された範囲の保存管理計画を平泉町と共同して策定し、それらの確実な保存管理に当たっている。また、建造物の軽微な補修等の日常管理については、所有者の依頼により専門の建築技術者によって実施されている。

(2)遺跡

「遺跡」としての構成資産は、「浄土庭園」及び地下に埋蔵された考古学的遺跡である。それらは、特別史跡に指定された中尊寺境内、毛越寺境内、無量光院跡、史跡に指定された金鷄山、柳之御所遺跡、特別名勝に指定された毛越寺庭園、名勝に指定された旧観自在王院庭園の資産から成る。これらの構成資産については、史跡等の管理団体である平泉町が、各史跡等の規模・形態・性質・立地・環境等に応じて保存管理計画を策定し、確実な保存管理に当たっている。したがって、各史跡等を構成する諸要素及びそれらと一体を成す周辺の地域は、良好な状態を保っている。

さらに、指定地内で行われる現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)については、文化財保護法の下に許可制に基づき厳重に規制されている。

また、史跡等に指定された土地に含まれる考古学的遺跡のうち、復旧及び整備を要するものについては、事前に発掘調査等の学術調査を実施し、その成果に基づき、関係各分野の専門家及び有識者により構成される整備指導委員会における十分な検討を踏まえて着手している。

なお、修復が完了した毛越寺庭園、旧観自在王院庭園については、所有者である毛越寺及び管理団体に指定されている平泉町が除草、芝刈り等の日常管理を適宜実施している。

2. 構成資産の保全状況

(1)中尊寺

中尊寺の境内には、以下に述べる国宝又は重要文化財に指定されている建造物をはじめ、往時の建物跡や園池跡などの遺構が、地上に残された地形・地割とともに地下にも良好な状態で保存されており、構成資産の価値は確実に伝達されている。

1-1 金色堂

コンクリート造覆堂のガラス・スクリーン内部の防湿・防虫の状態については常に観察把握が行われ、金色堂の保存環境の確認が行われている。また、コンクリート造覆堂の維持管理についても周到に行われており、常時、金色堂に対する影響があるか否かについての確認が行われている。したがって、金色堂の保存状態は良好である。

1-2 金色堂覆堂

15世紀頃に建立されて以来、屋根を中心に幾度もの修理が行われ、現時点における保全状態は良好である。

1-3 経蔵

現時点における保全状態は良好である。

1-4 大池伽藍跡

現時点における保全状態は良好である。今後は、さらに発掘調査を継続して行いつつ、その成果を踏まえた園池の修復・整備を進めることとしている。

(2)毛越寺

現境内には、当時の建物の礎石や基壇、園池跡などの多様な遺構が地上に残された地形・地割などとともに地下に良好な状態で保存されている。

2-1 庭園

庭園の美観と周囲の自然環境の維持に配慮した良好な保存管理が行われており、現時点における保全状態は良好である。

2-2 常行堂

定期的な維持修理が行われており、現時点における保全状態は良好である。また、創建当初の常行堂の地下遺構も、適切に土で被覆され、保全状態は良好である。

(3) 観自在王院跡

園池跡を中心として、阿弥陀堂跡や南門跡などの建物跡を示す礎石、土塁などの遺構が、地上に残る地形や地割などとともに地下に良好な状態で保存されており、現時点における保全状態は良好である。

(4) 無量光院跡

建物跡の礎石や土塁などの遺構が地上に残されており、園池・中島など12世紀の伽藍配置を示す地形・地割などとともに、地下には遺構が良好な状態で保存されていることから、現時点における保全状態は良好である。

また、2005年に平泉町が策定した「特別史跡無量光院跡整備基本計画」に基づき、将来的に庭園を含む遺跡の修復・整備を行うこととしており、その保全状態はさらに確実となる。

(5) 金鷄山

山頂で発見された経塚遺跡及び山稜の景観を構成する森林等の保存管理状況は良好である。

(6) 柳之御所遺跡

堀跡・建物跡・園池跡などの多くの遺構・遺物が、覆土によって地下に良好な状態で保存されている。また、現在遺跡の修復・整備を進めており、中心部分で発見された園池跡や建物跡の表示が行われるなど良好な遺跡の環境が維持されている。

国道4号バイパスの建設及び北上川一関遊水地の造成計画に当たっては、柳之御所遺跡の修復・整備事業に配慮し、通過車両による景観阻害や騒音を最大限軽減の技術的調整が行われた。したがって、現時点においては、東方の東稲山への展望にも配慮した快適な遺跡環境が確保されている。

b) 資産に与える影響の要因

1. 開発の圧力

資産及びその緩衝地帯において、建築物又は工作物の建設、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為を行う場合には、文化財保護法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、河川法、及び関係各市町が定める条例の下に、それらの規模・形態・構造等に関する規制(建築物又は工作物に関しては、それらの高さ・色彩・意匠等の規制を含む)が行われるため、資産の価値を著しく低下させるような開発は起こり得ない。

また、2009年に平泉町が景観法に基づき立案した景観計画の下に、平泉町は景観阻害要因

の排除に努めることとしているほか、世界遺産暫定一覧表に記載され、世界遺産一覧表への記載の可能性のある文化遺産に相応しい周辺市街地を創出するために、適切な景観の保全・改善の施策を実施することとしている。

なお、次に掲げる開発計画等の立案に当たっては、いずれにおいても資産への影響を最小限に留めるよう関係機関・団体とも調整を行うこととし、実施する場合にも事前に十分な協議を行うこととしている。

(1)公共下水道事業

緩衝地帯においては、生活汚水等を排除するために公共下水道の整備を実施している。公共下水道の管渠は現道路内に埋設することとし、工事に当たっては必ず関係自治体の文化財専門職員が立会い、地下から重要な考古学的遺跡を発見した場合には発掘調査を行い、その成果に基づき当該構成資産の価値の保護に影響がない工法により施工することとしている。

(2)北上川遊水地事業及び関連河川改修事業

緩衝地帯においては、河川の洪水による被害を防止するため、堤防の建設等による河川改修を実施している。

当該堤防建設のうち、既に完了している北上川右岸における堤防建設については、柳之御所遺跡の区域から堤防建設予定地を除外する計画案に変更し、さらに建設予定地においては事前に発掘調査を実施し、地下に埋蔵されている考古学的遺跡の保存と景観の保全に影響のない場所を選定して着工した。

現在、工事を行っている衣川及び北上川の両岸における堤防建設計画については、それらの実施に先立って、地下に埋蔵されている遺跡の保存に関する十分な調整を行うとともに、専門家及び有識者から成る「平泉町重要公共施設デザイン会議」において総合的な観点から計画案に関する検討を行い、周囲の景観にも配慮した修景等を行うこととしている。

したがって、現時点においては、構成資産の価値の保護に影響はない。

(3)道路整備事業

無量光院跡を通過している県道平泉停車場中尊寺線については、道路改良工事が計画されている。当該事業は、特別史跡無量光院跡整備基本計画に基づくもので、資産を保全しつつ自動車の交通量や速度を抑制するとともに、来訪者の安全性の向上を図ることを目的としている。

緩衝地帯においては、(仮称)町道柳之御所線及び一般国道4号平泉バイパスの拡幅、東北自動車道と既存道路とを繋ぐ道路及び主要地方道花巻衣川線の一部、町道中学校線についての新設が計画されている。

当該道路計画については、専門家及び有識者から成る「平泉町重要公共施設デザイン会議」において総合的な観点から計画案に関する検討を行など、周囲の景観に調和した道路の意匠・構造とすることとしており、当該構成資産の価値の保護に影響はない。

(4)上水道管更新事業

緩衝地帯においては、上水道管が老朽化しているため、計画的に更新を行っている。工事の実施に当たっては、既設管路の掘形に再度埋設することとしており、当該構成資産の地下に埋蔵されている遺構・遺物及び景観に対する影響はない。

(5)「道の駅」整備計画

緩衝地帯においては、「道の駅「平泉（仮称）」整備基本計画」に基づき、観光客等の利便性の向上を図るとともに、構成資産を周遊する拠点施設となる「道の駅」の整備を計画している。当該施設の整備計画については、専門家及び有識者から成る「平泉町重要公共施設デザイン会議」において、総合的な観点から計画案に関する検討を行い、周囲の景観にも調和した外観・意匠とするとともに、外構についても適切に修景することとしており、当該構成資産の価値の保護に影響はない。

開発計画図

2. 環境の圧力

現時点のみならず、将来においても、資産の価値を著しく低下させるような自然的環境の変化は全く想定されない。

酸性雨を含む大気汚染が引き起こす被害については、現段階では確認されていない。

また、北上川遊水地造成と連動して、右岸の堤防とともに国道4号バイパスが整備されたことにより、平泉の中心を南北に縦断していた主要幹線道の国道4号(旧道)の交通量は大幅に軽減され、中尊寺門前などの車両による阻害及び市街地における騒音・排気ガスによる影響は革新的に緩和された。

3. 自然災害と危機管理

資産の所在地域における自然災害としては、台風・大雨・地震(これらの要因による倒木・地形崩落を含む)・洪水・火災などが考えられ、それぞれ以下のような防災対策を講ずることとしている。

台風・大雨に関する対策としては、各構成資産の敷地全般に排水設備や避雷設備を完備するとともに、歴史的な建造物の部材の破損又は劣化、周辺的环境などに関して定期的な点検を実施し、当該建造物が本来保持している構造耐力を失わないように管理を行うこととしている。

地震に関する対策としては、森林を保全することにより崖崩れの防止を図るとともに、建造物の修理に合わせて耐震補強の措置を講ずることとしている。また、堤防・遊水地・砂防堰堤の建設や河川の改修などにより、大雨時の洪水に対する防止策を講じている。

建造物の防火対策については、自動火災報知設備・ドレンチャー設備・消火栓・放水銃などを設置しているほか、自主防火組織も整備するなど、万全を期しているので問題はない。

万一、上記の災害が発生した場合においても、速やかに現状復旧の対策を講ずるための制度及び体制を完備しており、資産の価値が減じることはない。

その他、毛越寺境内に存在するマツのマツクイムシ被害防止策としては、薬剤散布による予防措置を講じている

防火設備配置図

4. 来訪者及び観光の圧力

構成資産のうち、観自在王院跡・無量光院跡・金鶏山・柳之御所遺跡については、一部の私有地を除き、原則的に一般公開している。また、中尊寺・毛越寺については、あらかじめ定められた範囲を一般公開しており、公開に際しては所有者が安全面等を十分に考慮して公開の範囲・時間、見学の順路等を定めている。

さらに、き損・悪戯・盗難等の被害から建造物などの構成資産を護るために、防犯警備設備を設

置するとともに巡視及び監視の体制を整備し、来訪者によるゴミの増加等に対しても地域住民や関係各市町が適切な管理を行っていることから、観光による圧力が資産の価値を著しく低下させるようなことは起こり得ない。

各構成資産とその周辺の地域には、公開・活用に必要とされる案内所・休憩施設・駐車場・便所・解説板・道標など最小限の便益施設を整備しているが、現状において来訪者に対するこれらの施設等の整備状況は必ずしも十分ではないことから、今後とも資産の適正な利用を促すために計画的に便益施設を整備し、観光客による資産への負荷を軽減することとしている。

また、緩衝地帯に関係する各市町では、条例等の下に大規模施設を伴う観光産業を適切に規制し、資産及びその緩衝地帯の環境を阻害することがないように適切な管理を行うこととしている。

公開エリア・活用便益施設配置図

5. 資産と緩衝地帯の居住者人口

構成資産内人口： 213人

緩衝地帯内人口： 10,915人

合 計： 11,128人

集 計 年： 2009年

No.	構成資産	構成資産範囲内人口 (人)	緩衝地帯内人口 (人)	合 計 (人)
1	中尊寺	124		
2	毛越寺	2		
3	観自在王院跡	9		
4	無量光院跡	23		
5	金鷄山	12		
6	柳之御所遺跡	43		
	合 計	213	10,915	11,128

5. 資産の保護と管理

a) 所有関係

各構成資産の所在地及び所有者については、以下に記すとおりである。

No.	構成資産	所在地	所有者
1	中尊寺	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
2	毛越寺	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体・国
3	観自在王院跡	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
4	無量光院跡	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
5	金鶏山	岩手県西磐井郡平泉町	宗教法人・個人・地方公共団体
6	柳之御所遺跡	岩手県西磐井郡平泉町	個人・地方公共団体・国

b) 法に基づく指定保護

資産を構成する国宝又は重要文化財に指定された「記念工作物」、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝に指定された「遺跡」は、古社寺保存法(1897年制定)、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919年制定)、国宝保存法(1929年制定)などの下に適切な保護が行われてきた。

また、1950年には、それらの諸法を統合・改革して文化財保護法が制定され、それ以後、現在に至るまで、個々の構成資産はこの法律の下に万全な保護措置が講じられてきた。

6つの構成資産の指定保護の状況については、以下に示すとおりである。

1. 記念工作物

- ・1897年12月28日:特別保護建造物金色堂本堂(中尊寺金色堂)の指定(内務省告示第87号)
- ・1908年4月23日:特別保護建造物経蔵(中尊寺経蔵)の指定(内務省告示第43号)
- ・1917年4月5日:特別保護建造物金色堂覆堂の指定(文部省告示第71号)
- ・1941年4月24日:金色堂覆堂構造形式が改められる(文部省告示第601号)
- ・1950年8月29日:重要文化財金色堂覆堂の指定(文化財保護法施行に伴い)
- ・1951年6月9日:国宝中尊寺金色堂の指定
(文化財保護委員会告示第2号 ※1952年1月12日付)
- ・1962年6月21日:重要文化財大長寿院経蔵(中尊寺経蔵)の指定・名称変更
(文化財保護委員会告示第36号)
- ・1978年5月31日:重要文化財中尊寺経蔵の追加指定・名称変更
(文部省告示第123号)
- ・1978年5月31日:国宝中尊寺金色堂の追加指定(文部省告示第124号)

2. 遺跡

- ・1922年10月12日:史跡毛越寺跡附鎮守社跡の指定(内務省告示第270号)
- ・1922年10月12日:史跡無量光院跡の指定(内務省告示第270号)

- ・1952年11月22日:特別史跡毛越寺跡附鎮守社跡の指定
(文化財保護委員会告示第55号 ※1955年10月17日付)
- ・1955年3月24日:特別史跡無量光院跡の指定(文化財保護委員会告示第25号)
- ・1957年11月12日:名勝毛越寺庭園の指定(文化財保護委員会告示第76号)
- ・1959年5月23日:特別名勝毛越寺庭園の指定(文化財保護委員会告示第21号)
- ・1979年5月22日:史跡及び特別史跡中尊寺境内の指定(文部省告示第96号)
- ・1997年3月5日:史跡柳之御所遺跡の指定(文部省告示第20号)
- ・2004年9月30日:特別史跡無量光院跡の追加指定(文部科学省告示第145号)
- ・2004年9月30日:史跡柳之御所遺跡の追加指定(文部科学省告示第147号)
- ・2005年2月22日:史跡金鷄山の指定(文部科学省告示第16号)
- ・2005年3月2日:名勝旧観自在王院庭園の指定(文部科学省告示第23号)
- ・2005年7月14日:特別史跡毛越寺境内附鎮守社跡の追加指定・名称変更
(文部科学省告示第104号)
- ・2005年7月14日:史跡柳之御所・平泉遺跡群の追加指定・名称変更
(文部科学省告示第106号)

c) 保護の実施手段

1. 資産

各構成資産については、建築物及び工作物、庭園、及びそれらの跡、地下に埋蔵されている遺構・遺物のみならず、それらと密接な関係を持つ自然地形、人為的地形など、その本質的価値を構成する諸要素を厳格かつ的確に把握し、それらをすべて含む範囲について、文化財保護法の下に国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝に指定している。指定された建築物及び工作物又は土地においては、国の許可無くそれらの現状を変更することはできない。

文化財保護法の定めるところにより、国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の保存管理・修理・公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている(法第113条・第115条・第116条)。

国宝又は重要文化財に指定されている建造物の修理に際して、部材の痕跡調査などから判明した原形への復元などの現状変更等を行おうとするときや、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の指定地内において現状変更等を行おうとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない(法第43条・第125条)。文化庁長官は、国が組織し、イコモス国内委員会委員を多数含む文化審議会文化財分科会に対して当該現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可することとしている。したがって、資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可を必要としている。

国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の管理と修理に対しては、必要

に応じて国が経費を補助し、技術的指導を行うこととしている(法第35条・第47条・第118条)。

2. 緩衝地帯

緩衝地帯の全域においては、関係各市町が定める条例の下に資産の周辺環境について万全な保全措置が講じられている。

緩衝地帯の範囲については、資産からの眺望の対象となる山の稜線や河川などの自然的な地形に基づき、地籍境界・行政界などを考慮しつつ、資産の保護に必要な不可欠な最低限の範囲を定めた。

緩衝地帯において行われる建築物及び工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更等に係る行為、木竹の伐採については、構成資産からの距離に応じて許可制や届出制に基づく規制を設けており、これらの行為に関する重要な事項については、特に関係各市町の景観審議会等による調査・審議に基づき、関係各市町が事前に適切な指導・助言を行うこととしている。

なお、緩衝地帯の設定の考え方や行為規制等の詳細については、本推薦書の付属資料●及び別添参考資料●を参照されたい。

d) 推薦資産が所在する町・県に関する諸計画

平泉町総合計画	平泉町(2001年)
平泉町観光振興計画	平泉町(2006年)
岩手県総合計画	岩手県(1999年)
『平泉の文化遺産』活用推進アクションプラン	岩手県(2006年)
岩手県都市計画マスタープラン	岩手県(2004年)
岩手県土地利用基本計画	岩手県(1975年)

e) 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

構成資産のうち、国宝又は重要文化財に指定されている中尊寺金色堂、金色堂覆堂などの建造物については、管理団体である平泉町と所有者である宗教法人が共同して保存管理計画を策定し、適切な保存管理に当たっている。

また、史跡又は名勝に指定されている土地等(以下、特に断りがない限り、総括して「史跡等」という。)については、1950年以降、文化財保護法に基づく段階的な指定により保護措置がとられ、史跡等の管理団体である平泉町が保存管理計画を策定して適正な保存管理に当たっている。

さらに2006年には、資産を構成する国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝について、岩手県が文化庁、所有者である宗教法人、史跡等の管理団体である平泉町との調整の下に構成資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を策定した。

上記した各構成資産の保存管理計画、資産全体を対象とする包括的保存管理計画については、本推薦書付属資料一●として添付している。

1. 保存管理計画

各構成資産の保存管理計画の策定状況については、本推薦書の7. 資料、e) 参考文献、3) 保存管理計画書に示すとおりである。特に岩手県教育委員会は、文化庁及び関係各市町の教育委員

会との十分な調整の下に『「平泉の浄土世界」(仮称)の包括的保存管理計画』を策定し、資産の全体を視野に入れた総括的な保存管理を行っている。包括的保存管理計画に定める基本方針は、次の5点である(別添参考資料●)。

- (1) OUV に関連する諸要素の厳密な保護
- (2) OUV に影響を与える諸要素への対応
- (3) 周辺環境を含めた一体的な保全
- (4) 整備公開活用の推進
- (5) 運営体制の整備と運営

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、個々の特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の管理団体である平泉町が各史跡等の保存管理計画を策定し、具体的で適切な保存管理に当たっている。構成資産の中には、国宝又は重要文化財に指定されている歴史的な建造物及び工作物が含まれることから、これらの現状・課題、保存・活用に関する保存管理計画を平泉町・宗教法人中尊寺が共同して策定し、適切な保存管理に当たっている。これらの保存管理計画を要約したものについては、付属資料に示すとおりである(別添参考資料●・●・●)。

「平泉の浄土世界」(仮称)を総体として保全するためには、構成資産のみならず緩衝地帯を含め、資産に影響を及ぼす人工物などを適切に制御していく必要がある。そのため、構成資産の本質的価値に負の影響を与える可能性のある人工物については、たとえそれが緩衝地帯における設置であってもできる限り抑制することとし、やむを得ず設置する場合であっても、最小限の数量・規模とするとともに、色彩等の観点から景観にも十分配慮するよう関係者への理解と協力を求めることとしている。

なお、既存の鉄柱・看板・広告塔など構成資産に影響を及ぼすものについては、撤去又は修景に努め、公益上必要と考えられる施設については、現状の利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は移転等について検討するとともに、当面の間、資産に対する影響の軽減を図ることとする。

2. 保存管理体制

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、岩手県教育委員会は、世界遺産の保存管理を専任とする職員の組織を整備するとともに、連絡調整会議を設置して関係各市町の教育委員会との十分な連携を図っている。

岩手県教育委員会では、文化財・世界遺産担当の組織を設け、現在、11名の職員によって資産全体の保存管理に当たっている。平泉町教育委員会では世界遺産推進室を設置し、現在、4名の専任職員によって構成資産の保存管理に当たっているほか、構成資産が所在する現地に発掘調査を担当する5名の平泉文化遺産センター職員を配置している。これらの組織体制については、さらなる充実化に努めることとしている。

さらに、岩手県と関係各市町は「岩手県世界遺産推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)を設置し、各構成資産を成す国宝又は重要文化財の保存管理計画、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝の保存管理計画を確実に実行している。

推進協議会では、資産及びその周辺地域において、国・岩手県・関係各市町・民間団体等が実施する予定の事業等について、それぞれの事業が、資産の保存管理に負の影響を及ぼすことなく、適切に実施されるように連絡・調整を図ることとしている。保存管理推進協議会における調整結果に基づき、岩手県及び関係各市町は、民間事業者等に対して権限に基づく適切な指導や助言を行うこととしている。

国内の大学及びイコモス会員等の研究者・専門家から成る「平泉遺跡群調査整備指導委員会」は、保存管理推進協議会」に対して学術的な観点からの助言を行っている。さらに、岩手県文化財保護審議会をはじめ平泉町文化財調査委員会は指定文化財及び文化財全体に関する事項を審議し、それぞれ岩手県及び平泉町に対して建議を行っている。

f) 財源及び財政的水準

各構成資産の管理については、それぞれの所有者又は管理団体が行っている。特に「記念工作物」である建造物の修理を行う場合には、小修理その他特別な場合を除いて国が必要に応じて経費の50～85%の補助金を交付している。「遺跡」である特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝において発掘調査・修理・整備の事業を行う場合にも、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。これらの国の補助金に併せて、岩手県も国の補助金相当額を控除した額の50%に相当する額以内の補助金を交付している。加えて、地方公共団体以外の宗教法人又は個人が修理又は整備の事業を行う場合には、県及び平泉町からも補助金を交付している。

また、国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝において、それぞれ防災施設等を設置する事業についても、同様の比率の下に経費の補助を行うこととしている。

なお、上記の補助金とは別に、平泉町では、条例に基づき町内における史跡等の保護のための基金を設けており（「平泉町世界遺産推進基金」）、基金には県内の経済界を中心に民間からの資金提供も行われている。

g) 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

構成資産の保存管理については、所有者（宗教法人を含む）をはじめ、岩手県及び各史跡等の管理団体に指定された平泉町が実施している。岩手県教育委員会とその関連機関である財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターでは、それぞれの組織内に文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、管理団体である平泉町が行う保存管理に対して適切な技術的支援を行っている。

また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催しており、岩手県及び関係各市町の職員も当該研修等に積極的に参加して、資産の整備活用の技術向上に努めている。

さらに、独立行政法人国立文化財機構をはじめ、国内の大学の研究者及びイコモス会員を含む「平泉遺跡群調査整備指導委員会」及びその部会の助言・指導に基づいて行われている保存・管理技術は、高い水準を保持している。

国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝を維持するための措置として簡単な修理又は復旧を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、岩手県教育委員会から委嘱された指導員のほか、地域住民・民間団体・管理団体が協働して積極的に行っている。

h) 来訪者の施設と統計

構成資産の多くは、周囲に展開する景勝地とともに優れた名所として広く知られており、四季折々の自然の姿を求めて来訪する観光客でにぎわい、現在も国内有数の観光地となっている。

平泉町では、年間約200万人の観光客があり、そのうち約5万人は県外修学旅行生、約1万7,000人は外国人観光客であり、国内をはじめ海外においても広く知られている。

なお、資産内には、来訪者の便宜を図るため、外国人観光客にも対応可能な解説板や道標を設置しているほか、主として緩衝地帯には、駐車場・便所・資料館等の便益施設等が整備されている。現在その総数は不足しているが、今後は、適切な計画の下に順次整備していくこととしており、「ビジター・センター」などの中核施設の建設も予定されている。

i) 資産の整備・活用に関する方針・計画

岩手県教育委員会では、構成資産及びその周辺を対象とした総合的な整備活用等の計画を定め、地域住民による活用の取組をも組織的に取り込んで計画的に実施している。

また、平泉町においても、実際に現地を訪れて見学することが資産への理解をより一層深めることに効果的であるとの観点から、構成資産の一体的な整備を目的とした整備構想報告書が取りまとめられている。

こうした諸計画に基づき、平泉地域の歴史的背景を展示する平泉文化遺産センターの整備や、平泉の文化遺産を全体的に説明するためのガイダンス施設の整備のための計画が策定され、適切に実施の途上にある。

加えて、平泉文化についての市民向け講座の開催をはじめ、児童・生徒を対象とした体験学習などの情報発信施策が、定期的に実施されている。

個別の資産については、「記念工作物」である国宝又は重要文化財に指定されている建造物をはじめ、「遺跡」である特別史跡又は史跡、特別名勝又は名勝については、一部を除き所有者が年間を通して一般に公開している。宗教法人である寺院が所有する美術工芸品などについても、当該宗教法人が収蔵公開施設を設けるなどして適切な公開活用を行っている。

j) 専門分野・技術・管理に関する人的措置

岩手県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員(以下、「指導員」という。)が定期的に文化財を巡回・点検し、岩手県に対して保護に関する助言を行っている。岩手県は、指導員の調査報告に基づき、所有者や関係各市町に対して文化財の保存管理に関する指導を行っている。このように、将来的に良好な状態の下に資産を維持していくための体制についても万全を期している。

5. 経過観察(モニタリング)の体制

a) 保存状況を計測するための主たる指標

構成資産である「記念工作物」・「考古学的遺跡」をはじめ、それらの緩衝地帯については、OUVの確実な保持、修理又は復旧、維持管理、防災及び危機管理に関する体制の充実又は技術の向上を目的として、4章に掲げた保全状況及び資産全体に与える影響に対し、次に掲げるおもな観点の下に適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を実施する。

- ①「3. 登録の価値証明」に記された資産の価値と真実性及び完全性が維持されているか。
- ②「5. 資産の保護管理状況」に記された資産の保存管理の体制が適切に機能しているか。
- ③「4. 資産に影響を与える諸条件」に記された諸要素(開発・環境問題・自然災害・観光・その他)が資産とその緩衝地帯にどのような影響を与えているか/与えたか。
- ④「4. 資産に影響を与える諸条件」に関連して、資産とその緩衝地帯及びそれらを取り巻く周辺の広い地域が、相互に呼応しつつ国際交流の場として適切な発展を遂げているか。

設置するおもな観察指標については、以下の表に示すとおりである。

特に視点場については、

指 標		周 期	記録場所
1) 資産の視覚的結び付きの保護	a) 視点場における景観を阻害する要因数	毎年	岩手県
	b) 規制(景観条例等)に適合しない要因数	毎年	平泉町 奥州市
2) 資産の関連性の保護	a) 整備(ガイダンス施設含む)の進捗率	3年毎	岩手県
	b) 発掘調査報告書・研究報告書等の刊行数	毎年	岩手県
	c) パンフレット・HPによる情報提供数	毎年	岩手県
	d) 専門家による現地確認・指導会の開催数	毎年	岩手県
	e) 研修会・セミナー等の開催数	毎年	岩手県
	f) 観光客入り込み数	毎年	岩手県
	g) 便益施設数と収容能力の状況	3年毎	岩手県
	h) 緩衝地帯における現状変更の数	毎年	岩手県
3) 庭園の保護	a) 現状変更の数及びその内容	毎年	平泉町
	b) 酸性雨の状況(PH測定)	3ヶ月毎	平泉町 毛越寺
	c) 水系の状況(水質、水量、生物の測定)	3ヶ月毎	平泉町 毛越寺
	d) 植生の状況(樹種とその割合の測定)	毎年	平泉町 毛越寺
4) 考古学的遺跡の保護	a) 現状変更の数及びその内容	毎年	平泉町
	b) 遺構の状況(礎石位置の測定)	毎年	平泉町

5) 建造物の保護	a) 建造物修理記録整備記録	毎年	中尊寺 平泉町
	b) 建造物防火施設の点検、整備、改修若しくは修理結果(補助、自費)	毎年	中尊寺 平泉町
	c) 現状変更の数及びその内容	毎年	平泉町 中尊寺
6) 価値を伝えるための宗教的儀礼及び芸能の保護	a) 伝統芸能継承者の数	毎年	平泉町
	b) 宗教儀礼及び芸能等の開催数	毎年	平泉町
	c) 建造物修理技術者数	毎年	平泉町

なお、上記指標の具体的な設定根拠及び測定方法等に関する内容の詳細については、本推薦書付属資料一●である包括的保存管理計画において具体的に記述している。

b) 資産の経過観察(モニタリング)のための行政上の体制

定期報告を含む経過観察(モニタリング)については、以下の表に示すように管理団体である関係各市町が、岩手県教育委員会を通じて文化庁の指導の下に行う。『世界遺産条約の履行のための作業指針』(2008年)第5章に基づき、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について6年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書(英文)を提出する。

モニタリング体制

分担	管轄域	担当組織
1. 担当組織及び担当課名	資産及び緩衝地帯	担当組織名及び組織代表者名:平泉町 町長(高橋一男) 担当課及び責任者 技術的・学術的取りまとめ:平泉町教育委員会世界遺産推進室 室長補佐(千葉信胤) 事務的取りまとめ :平泉町教育委員会世界遺産推進室 室長(齊藤清壽) 住所 :岩手県西磐井郡平泉町字志羅山45-2
2. 監督組織	資産及び緩衝地帯	組織名称 :文化庁 組織代表者氏名 :文化庁長官(玉井日出夫) 担当課及び担当責任者氏名 :記念物課 課長(串田俊巳)
3. 指導組織	資産及び緩衝地帯	組織名称 :岩手県教育委員会 組織代表者氏名 :教育長(法貫 敬) 担当課及び担当責任者氏名 :生涯学習文化課 総括課長(大月光康)

c) 以前の保全管理の状況の報告

本資産に関しては、この項目は該当しないと考える。

なお、経過観察(モニタリング)に必要とされる諸事項に関し、現時点及び過去における資料・情報については、岩手県・平泉町・奥州市の下に適切に収集・保管されている。